

作成ガイド素案

目次

はじめに.....	3
序章 環境報告の背景情報.....	4
1. 持続可能な社会とは何か.....	4
第1章 環境報告の考え方.....	8
1. 環境報告とは何か.....	8
2. 環境報告の開示媒体.....	9
3. 環境報告の情報特性.....	12
第2章 環境報告の作り方.....	19
1. 環境報告の基礎情報.....	19
(1) 基本的要件.....	19
(2) 主な業績評価指標の推移.....	22
2. 環境報告の記載事項.....	23
(1) 経営責任者のコミットメント.....	23
(2) ガバナンス.....	26
(3) ステークホルダーエンゲージメントの状況.....	32
(4) リスクマネジメント.....	36
(5) ビジネスモデル.....	41
(6) バリューチェーンマネジメント.....	46
(7) 長期ビジョン.....	52
(8) 戦略.....	56
(9) 重要な環境課題の特定方法.....	60
(10) 事業者の重要な環境課題.....	66

1 はじめに

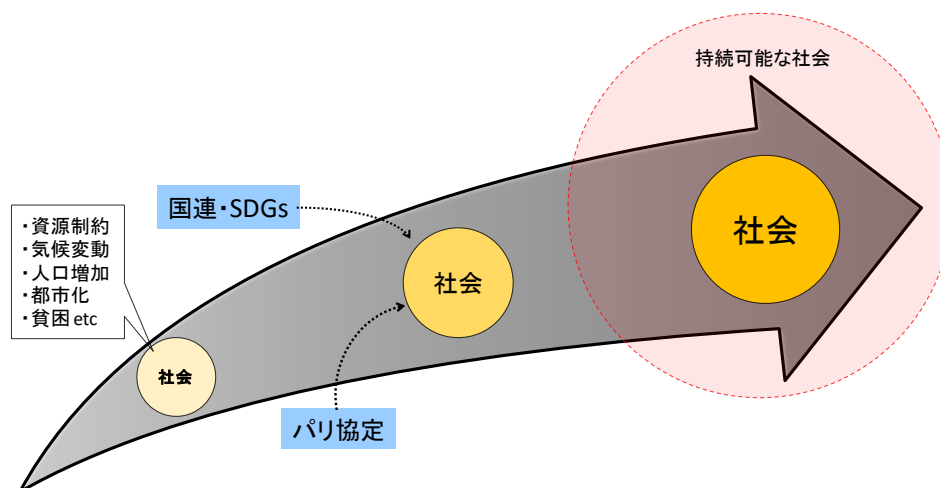
- 2 ✓ この作成ガイドは環境報告ガイドライン 2018 年版に準拠して環境報告を行う事業者向けに作られています。
3 環境報告を利用するステークホルダーが、事業者の作成した環境報告をより深く理解するために、その作成
4 プロセスを参照する場合にも利用することができます。
- 5 ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版は、報告事業者のプロフィールや経営・組織体制など、CSR 報告、サステ
6 ナビリティ報告、ESG 報告、統合報告といった他の非財務報告にも共通する基礎情報の報告指針も提供し
7 ています。そのために、この作成ガイドの相当部分は、環境報告だけに留まらず、一般的な非財務報告の実
8 施手順・報告内容等に関する基本的な説明に当てられています。
- 9 ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版はガイドライン本体と付属文書から構成されています。コンパクトで見や
10 すいガイドラインとするために、ガイドライン本体では、すでに一般に理解が進んでいると考えられる環境
11 報告の基礎知識を解説せず、難解な専門用語の考え方や環境負荷の算定方法などの技術情報についても必要
12 最低限の説明になっています。これを補うのが本ガイドラインと解説書の役割です。
- 13 ✓ 作成ガイドでは、環境報告の一般的な作成プロセスに従って、環境報告を基礎知識から解説し、作成手順、
14 書き方、記載事例、難解な記載事項等についての解説を提供しています。そのため、とくにガイドライン本
15 体を参照しなくても、作成ガイドだけで環境報告を作成することが可能です。このような構成になっている
16 理由は、ガイドライン本体が、環境報告に習熟した事業者向けに、余計な説明を省いて、環境報告に必要な
17 作成プロセスだけを解説する設計になっているからです。環境報告の経験が豊富でない事業者やこれから環
18 境報告を始めようとする事業者には、ガイドライン本体と併せて、この作成ガイドも活用されるようお願い
19 します。
- 20 ✓ 難解な記載事項等については解説書がより詳細な説明を行っています。解説書は、作成ガイドに従って環境
21 報告を行う際に、難解な記載事項等を基礎から学ぶ上で有益な資料となるように編集されており、環境報告
22 を利用するステークホルダーや環境報告に習熟した事業者にとっても、難解な記載事項等についての最新知
23 識をあらためて確認するための情報ソースとして役立ちます。
- 24 ✓ この作成ガイドは一種の事例集です。この内容・手順通りでなければ、必ずしも環境報告ガイドライン 2018
25 年度版に準拠した環境報告が作成できないわけではありません。環境報告ガイドライン 2018 年版で指定し
26 た記載事項等が適正に開示されるのであれば、事業者が、自らの経験等を踏まえて、より適切であると判断
27 した方法を採用することは可能です。また、作成ガイドの一部だけを参照しても構いません。
- 28 ✓ 作成ガイドと解説書は必要に応じて改定されることがありますので、最新のものをダウンロードするなどし
29 てご活用下さい。
30

31 序章 環境報告の背景情報

32 1. 持続可能な社会とは何か

- 33 ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版は、今回のガイドライン改定に際して、「国連 SDGs¹やパリ協定²など持続
34 可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されて、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認
35 知され始めたこと」を改定理由のひとつに挙げています。持続可能な社会の構築は、我が国の環境基本法お
36 よび環境基本計画の基本的な理念にもなっていますが、この持続可能な社会とはどんな社会なのでしょう。

図表 持続可能な社会への移行



- 37 ✓ 持続可能な社会を理解する上でもっとも大事なのは持続的発展です。これは「持続可能な開発 (sustainable
38 development)」とも呼ばれ、1987 年に国連の「環境と開発に関する世界委員会 (委員長の名前から「ブル
39 ントラント委員会」とも呼ばれる)」が公表した報告書「我々の共通の未来 (Our Common Future)」の中
40 で明確に定義づけられた考え方です。

- 41 ✓ 持続的発展という考え方は、人口増加や貧困撲滅に経済成長が不可欠な状況において、それによる環境破壊
42 や資源消費を回避しながら、今後も人類が地球生態系で生き続けられるにはどうすればよいか、という深刻
43 な問題への回答として提示されています。そこでは、環境保全と経済成長をトレードオフとして捉えずに、
44 両者のバランスをとりながら人類が存在できる方向性があることを示しているのです。

- 45 ✓ ブレントラント委員会報告書によれば、持続的発展 (持続可能な開発) は、「将来世代の欲求充足能力を損う
46 ことなしに、現世代が欲求を充足できる発展 (開発)」であるとされ、将来世代と我々との間に世代間公平の
47 確立を求めています。つまり、将来にわたって、有限な資源を過剰消費せず、破滅的な環境破壊を避けなが

¹ http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

² http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop21_paris/paris_conv-a.pdf

- 48 ら、現世代が経済発展できる道を進むようにと提言しているのです。
- 49 ✓ たとえば、農産物や海洋資源などの再生能力のある生物資源については、その再生能力の範囲で収穫・消費
50 し、資源枯渇に結び付くような採り過ぎを防止することが肝要です。また、鉱物資源・エネルギーのような
51 再生能力がない天然資源については、再生可能な別の資源・エネルギーへ移行しなければなりません。当然
52 のことながら、将来世代が無限に続くとするれば、我々は再生能力のない有限資源・エネルギーへの依存から
53 完全に脱却しなければならず、循環経済を基調とする社会システムへの転換が不可欠なのです。
- 54 ✓ もちろん、気候変動のように、地球生態系の存続を危険にさらすような環境事象は断固として回避しなけれ
55 ばなりません。そうならない範囲での資源・エネルギー消費が持続的発展の目指す方向性です。
- 56 ✓ 2015 年 9 月の国連総会において、2030 年までの持続的発展の指針として、「持続可能な開発のための 2030
57 アジェンダ」が採択され、その中に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」が広く世の中に知られるよう
58 になりました。SDGs には 17 の目標と 169 のターゲットがあり、国連総会で採択されたことによって、現
59 在ではそれらの達成が人類共通の目標になっています。つまり、国連 SDGs の目標・ターゲットを達成する
60 ことが持続的発展なのです。
- 61 ✓ 環境報告は環境マネジメントの状況を伝達する企業報告手段ですが、今後の環境マネジメントは事業者が長
62 期間にわたって持続可能な社会に適応するプロセスで実践されることとなります。そのために、持続可能な
63 社会がどんな社会なのかを知ることは、事業者の環境マネジメントと環境報告のあり方を考える上で、きわ
64 めて重要な前提条件になっています。
- 65

66 2. 持続可能な社会への移行と事業活動への影響

- 67 ✓ 持続可能な社会への移行は事業者の事業環境に大きな変化をもたらします。化石燃料や有限な天然資源に依
68 存する事業は、そこからの脱却を求められることが短・中・長期的なリスク要因となり、逆に再生可能エネ
69 ルギーや循環経済に関連する事業に競争力を有する事業者の場合はビジネスチャンスを得る可能性が高く
70 なります。さらに、事業者が将来にわたって成長を続けようとするれば、持続可能な社会への移行に適応しな
71 ければならず、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルへの転換が必要になります。
- 72 ✓ 気候変動を例にして、持続可能な社会への移行が事業環境にもたらす変化を考えてみましょう。
- 73 ✓ 気候変動に関する国際的な行動目標に国連 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の 2 度 C シナリオがあ
74 ります。これは、気候変動の深刻な影響を回避するために、平均気温の上昇を産業革命前の水準から 2 度 C
75 未満に抑えるという考え方です。この 2 度 C シナリオを達成できるように CO₂ 排出を抑制すると、CCS 技
76 術³が大規模に普及しない限り、化石燃料は採掘しても大半が燃やせないと指摘されています⁴。
- 77 ✓ 化石燃料が燃焼できなくなると、化石燃料を動力源とする交通手段や製造設備は利用できなくなり、火力発
78 電所も稼働できません。その結果、こうしたサービスを利用する事業者は、代替的なサービスへの変更を余
79 儀なくされ、製造設備等の取替・更新が必要になります。また、その対応には多大なコストがかかるため、
80 企業業績に大きな影響を与える可能性があります。さらに、それらのサービスを提供する事業者、その関連
81 物品・設備等を製造する事業者、そうした事業者のサプライチェーンに位置する別の事業者など、化石燃料
82 を消費できない影響はほとんど全産業に及びます。
- 83 ✓ この問題を複雑にするのが、CO₂ 排出量の削減が世界各国・地域の自主的な政策的対応で決められることで、
84 その実効性が最終的にパリ協定などの国際的取り決めの履行状況に左右される点です。化石燃料の所有国や
85 各国のエネルギー政策、経済成長とも深く関わっているためです。
- 86 ✓ このような不確実性が長期間にわたる 2 度 C シナリオの達成プロセスに生じることで、事業者が、いつ、ど
87 の程度のリスクに、どのように対処すればいいかをきわめて不透明なものにしてしまうおそれがあります。
88 その結果、気候変動への対応に高度な経営判断が求められることになり、その如何によっては、各国家・地
89 域の産業競争力や事業者の市場におけるポジションに大きな影響を与えることになります。
- 90 ✓ 気候変動だけでなく、持続可能な社会が国連 SDGs の目指す社会であるとするれば、その目標・ターゲットを
91 達成するプロセスは社会システムに抜本的な変化をもたらし、それが事業環境を大きく変えてしまいます。
- 92 ✓ この状況は環境報告のあり方も変えます。事業者の環境マネジメントが持続可能な社会への移行プロセスで
93 行われることになるため、従来のような事業者の自社グループを中心とした環境負荷管理だけでは十分な

³ 化石燃料の燃焼から発生した CO₂ を大気中に放出される前に分離・回収し、地中深くに閉じ込めて長期間にわたり安定的に貯留する技術のこと。

⁴ IEA (2012), World Energy Outlook 2012 (executive summary), OECD/International Energy Agency.

- 94 く、経営戦略との一体化や対象範囲のバリューチェーン展開が必要になり、短中長期の時間軸すべてにわた
95 るダイナミックな環境マネジメントが求められることとなります。また、報告の形態としては、持続可能な
96 社会での行動成果を開示するのに優れた ESG 報告が基調となり、環境報告は其中で行われると考えられ
97 ます。
- 98 ✓ さらに、従来の環境マネジメント関連情報から拡張して、持続可能な社会への適応能力をモニタリングする
99 ための経営・組織体制に関わる情報（たとえば、ガバナンス、リスクマネジメント、バリューチェーンマネ
100 ジメント、ビジネスモデル、長期ビジョン、戦略など）が求められるようになるのです。
- 101 ✓ 今回のガイドライン改定は、そのような状況の到来を前提に立案されています。
102

103 第1章 環境報告の考え方

104 1. 環境報告とは何か

105 ✓ 環境報告は、事業者が事業活動の直接的・間接的な環境への重大な影響について、ステークホルダーに報告
106 する行為です。重大な影響には良い影響も悪い影響も含まれますが、それらを事業者が環境マネジメントに
107 よってどのように適切にコントロールし、その結果として持続可能な社会の実現にどう貢献しているのかを
108 ステークホルダーに伝えるのが役割です。

109 ✓ ステークホルダーは、環境報告を利用する可能性がある個人またはグループですが、株主、従業員、地域コ
110 ミュニティー、サプライヤー、消費者、行政、NGO、投資家、金融機関など、事業者と何らかの利害関係を
111 有する人々によって構成されています。そうした利害関係は、ステークホルダーと事業者の片務的（一方通
112 行の）または総務的（双方向の）な影響によって生み出されており、その関係の強さはステークホルダーご
113 とに異なるのが一般的です。

114 ✓ ステークホルダーの範囲はきわめて広く、場合によっては社会全体、さらには地球環境にまで拡大されるこ
115 とがあります。そのため、事業者は読者が社会全体に及んでいることを念頭に置いて環境報告を作成する必
116 要があります。特定のステークホルダーを想定して報告内容を決めるタイプの環境報告では、想定する範囲
117 の決め方が適切でないと、声なきステークホルダーの情報ニーズを見逃してしまう可能性があります。

118 ✓ この環境報告を実施することにより、事業者は、人類全体の共有財である自然資源を利用して事業を行う者
119 として必要な説明責任を果たし、また、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとと
120 もに、社会と事業者の間の環境コミュニケーションを促進することができます。

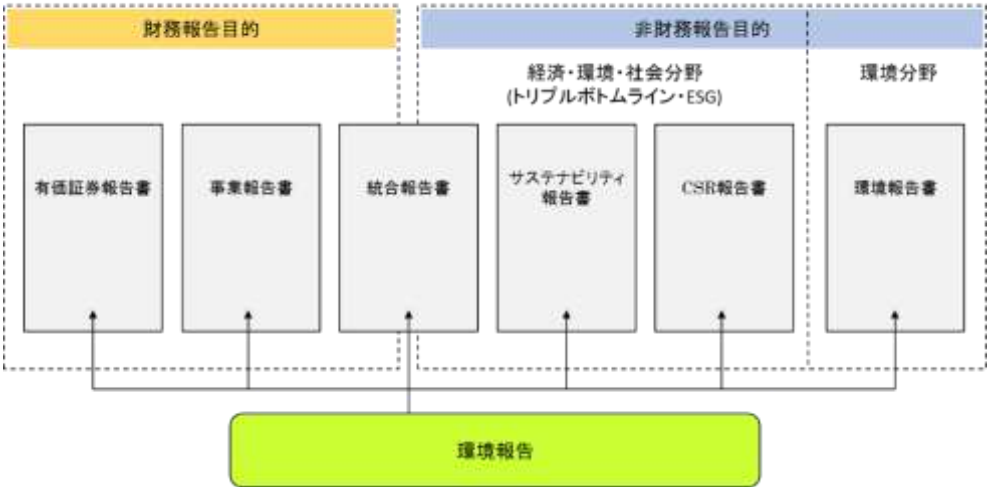
121

122

123 2. 環境報告の開示媒体

- 124 ✓ 環境報告が開示される媒体には、環境報告書以外に、サステナビリティ報告書、CSR 報告書等の任意で作成
125 する非財務報告書があり、制度的に作成が義務付けられる有価証券報告書、事業報告書、我が国では任意開
126 示であるアニュアルレポート等の財務報告書にも、環境報告が含まれる場合があります。また、基本的には
127 財務報告書に分類される統合報告書も環境報告の開示媒体です。
- 128 ✓ 環境報告ガイドライン（2007 年版までは「環境報告書ガイドライン」）は、伝統的に、環境報告書を、「名称
129 や報告を発信する媒体を問わず、企業などの事業者が環境配慮等の状況を定期的に公表するもの」として、
130 位置付けてきました。つまり、環境報告の開示媒体は、サステナビリティ報告書や CSR 報告書も含めて、
131 すべて環境報告書であるとの立場をとってきたのです。
- 132 ✓ しかし、現在では有価証券報告書、アニュアルレポート、統合報告書等の財務報告媒体でも環境報告が行わ
133 れる事例が増えており、それらの報告書を環境報告書と呼ぶのは無理があることも事実です。
- 134 ✓ そこで、現行の環境報告ガイドライン 2018 年版では、伝統的な考え方から離れて、特に「環境報告書」と
135 という開示媒体を定義付けることなく、環境報告という報告行為について指針を提供する立場をとっています。
136 名称や開示内容の如何を問わず、環境報告が実施されている報告書であれば、すべて環境報告の開示媒体で
137 あり、いずれも環境報告ガイドラインの適用対象になりますが、それらの報告書を環境報告書としては位置
138 付けていないのです。
- 139 ✓ どのような名称や開示内容の報告書であっても、環境報告が含まれる場合には、それらの報告書の基礎情報、
140 ガバナンス、戦略等の組織・経営体制情報、重要な環境課題に関する情報に対して、環境報告ガイドライン
141 が作成指針を提供しています。

図表 環境報告の開示媒体



143 **【環境報告書】**

- 144 ✓ 基本的に環境報告だけで構成される任意の開示媒体です。これによって、事業者は環境への取組に対する説
145 明責任を果たし、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進して、社会からの信頼を得ることができ
146 ます。また、環境報告書の作成によって環境への取組が情報として可視化されるため、事業者はその現状を
147 確認して自主的な改善に役立てることができます。

148 **【サステナビリティ報告書（またはサステナビリティレポート）】**

- 149 ✓ 環境報告書と同様に任意に作成する開示媒体ですが、単に環境情報だけでなく、社会分野、経済分野の情報
150 までカバーする点が環境報告書と異なっています。この持続性報告（sustainability reporting）の情報特性
151 はトリプルボトムライン（「3つの企業行動成果」という意味）とも呼ばれており、持続可能な社会の実現に
152 向けた事業者の取組を環境、社会、経済の3分野で総合的に報告するものです。作成指針としては GRI
153 (Global Reporting Initiative)⁵の策定・公表する GRI スタンダードがあります。なお、持続性報告における
154 経済分野の情報は、財務諸表のような事業者が制度的に開示する財務情報とは異なり、社会やステークホル
155 ダーとの経済的関係・諸影響が中心になる点で、きわめて社会性の強いものになっています。

156 **【CSR 報告書（または CSR レポート）】**

- 157 ✓ 「企業の社会的責任」に関する事業者の取組や成果が記載された報告書です。現代社会では、「企業の社会
158 的責任」の中身は、主として持続可能な社会の実現に向けた取組の遂行になるため、報告書の内容もほぼサ
159 ステナビリティ報告書と同様になっています。当然、その中には環境報告も含まれています。

160 **【財務報告書】**

- 161 ✓ 金融商品取引法で上場会社等に作成が義務付けられる有価証券報告書や会社法で会社に作成が義務付けら
162 れる会計書類等⁶（事業報告書）がこれに該当します。海外企業の作成するアニュアルレポートは、基本的に、
163 有価証券報告書や会社法の会計書類等と同じで、制度的に作成を義務付けられる報告書ですが、日本の事業
164 者が作成するアニュアルレポートは制度的な規制を受けていないので任意の財務報告書です。
- 165 ✓ 制度的であれ、任意であれ、財務報告書の内容は、財務諸表を中心とする財務情報と関連する非財務情報か
166 ら構成されています。環境報告の記載事項である重要な環境課題が事業者の経営成績や財政状態に重大な影
167 響を与える場合、非財務情報区分にその情報を開示しなければならないので、財務報告書でも環境報告が行
168 われるケースがあります。

169 **【統合報告書】**

⁵ オランダ・アムステルダムに本部を置く国際的 NPO で、サステナビリティ報告の作成基準を策定しています。

⁶ この中には複数の会計書類が含まれており、それらを総称して「事業報告書」と呼ぶ場合があります。しかし、「事業報告書」は会社法上の用語ではありません。

170 ✓ 事業者等の組織が、短・中・長期にわたり、様々な経営資源（諸資本）を利用して、どのように価値創造す
171 るかを、主に財務資本の提供者に向けて説明する報告書です。その意味では、財務報告書の一種であると考え
172 られます。作成ガイドラインとしては、国際統合報告評議会（IIRC⁷）が策定した「国際統合報告フレー
173 ムワーク（The International <IR> Framework）」がよく知られています。

174 ✓ 組織のダイナミックな価値創造は、財務資本と非財務資本⁸を事業活動に投入して行われるので、統合報告書
175 では、それら資本の組合せ、相互関連性および相互関係の全体像を示すことが求められ、自然資本等に関連
176 する情報として環境報告が含まれることになります。

177

178

⁷ International Integrated Reporting Council.

⁸ 製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本が含まれています。

179 3. 環境報告の情報特性

- 180 ✓ 環境報告で開示する情報は、少なくとも2つの基本的な特性を備えていなければなりません。それが高品質
181 な環境報告を行うための前提条件です。
- 182 ✓ 基本的な特性の1つは、環境報告の開示情報は「目的適合性のある情報」でなければならないこと、そして、
183 もう1つは、その情報が、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響を、「忠実に表現
184 する情報」であることです。

図表 環境報告に不可欠な情報特性



185 (1) 目的適合性のある情報

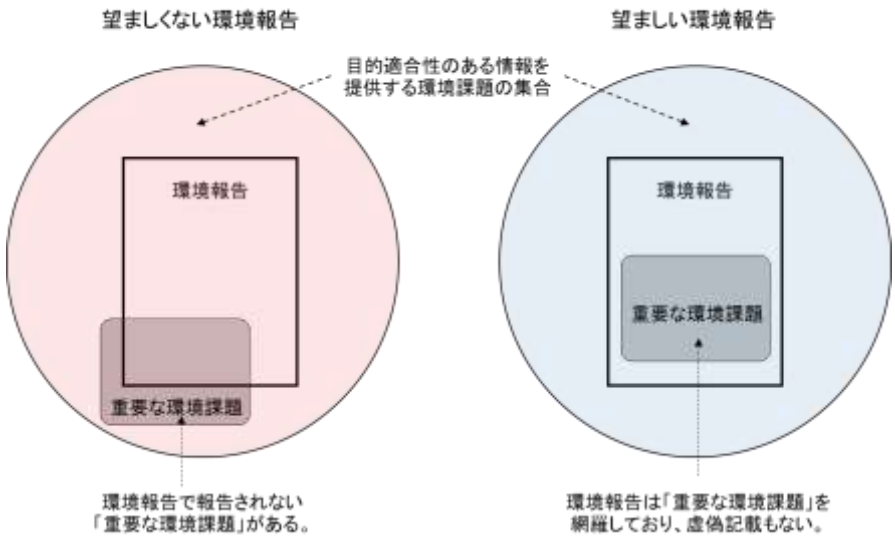
- 186 ✓ 環境報告で開示する情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」でなければなりません。これを「目的適合性のある (relevant) 情報」と呼んでいます。必ずしも、「目的適合性のある情報」
187 がすべて環境報告で開示される必要はありませんが、開示した情報は必ず「目的適合性のある情報」でな
188 ればなりません。
- 190 ✓ 環境報告の利用者は、それぞれの目的を達成するために、環境報告で開示する情報に基づいて何らかの意思
191 決定を行うことがあります。この場合、利用者がそれを知っているか否かで意思決定に違いが出ると考えら
192 れる情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」であり、「目的適合性のある情報」にな
193 ります。たとえば、環境報告ガイドライン 2018 年版が環境報告の記載事項に指定している 10 項目の情報
194 は、いずれも利用者が事業者の事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響を理解する上で不可欠
195 な情報なので、一般的には「目的適合性のある情報」になると考えられます。

196 【マテリアリティのある情報】

- 197 ✓ また、「目的適合性のある情報」を開示する上で、注意しなければならないことがあります。それは、「目的
198 適合性のある情報」の中でも、「利用者の意思決定に影響を与える情報」は必ず開示しなければならないと
199 いうことです。この「利用者の意思決定に影響を与える情報」のことを「マテリアリティ (重要性) のある
200 情報」と呼んでいます。環境報告では「マテリアリティのある情報」を必ず網羅しなければならないのです。
- 201 ✓ 「目的適合性のある情報」と「マテリアリティのある情報」の違いは、前者が利用者の意思決定に影響を与
202 える可能性がある情報であるのに対して、後者は利用者の意思決定に必ず影響を与えてしまう情報であると
203 ころにあります。つまり、「マテリアリティのある情報」は、環境報告の利用者がそれを知っているか否かで
204 意思決定の中身が変わるのです。

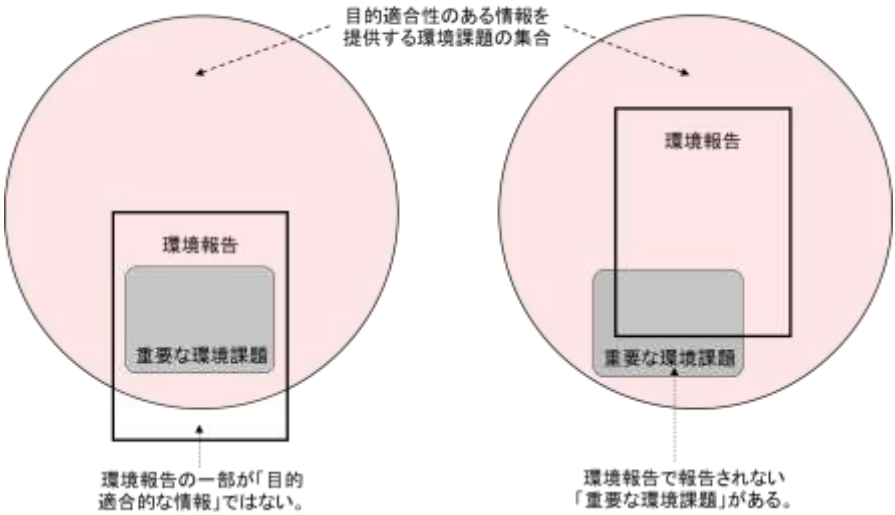
205 ✓ たとえば、エネルギー産業のように気候変動リスクが相対的に高い事業を営む事業者の場合、気候変動情報
 206 はすべての環境報告利用者にとって「目的適合性のある情報」になりますが、年金基金のように比較的長期
 207 にわたって投資しようとする機関投資家にとっては「マテリアリティのある情報」になると考えられます。

図表 望ましい環境報告と望ましくない環境報告の情報特性



208 ✓ もっと簡単な例で考えてみましょう。スーパーで売っている食料品の成分表示は、ほとんどの消費者にとっ
 209 て「目的適合的な情報」ですが、食品アレルギーのある消費者にとっては、それを食べることで生命に関わ
 210 る事態が発生する場合もあるので、「マテリアリティのある情報」になります。

図表 望ましくない環境報告:その他の事例



211 ✓ こうして見てくると、環境報告に開示する情報の範囲は、「目的適合性のある情報」の範囲よりは狭く、「マ
 212 テリアリティのある情報」の範囲以上であることがわかります。それらの関係は下式のようになります。

213 マテリアリティのある情報 ≤ 環境報告の開示情報 < 目的適合性のある情報

マテリアリティのある情報 ≤ 環境報告の開示情報 < 目的適合性のある情報

214 ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版が環境報告の記載事項に指定する「10. 事業者の重要な環境課題」は「マ
215 テリアリティのある情報」に該当します。これは、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題
216 であり、その判断基準が「マテリアリティ」の有無にあるからです。そのため、環境報告に記載する重要な
217 環境課題として特定されたのであれば、それらは必然的にすべて「マテリアリティのある情報」になります。

✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版が環境報告の記載事項に指定する「10. 事業者の重要な環境課題」は「マテリアリティのある情報」に該当します。これは、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題であり、その判断基準が「マテリアリティ」の有無にあるからです。そのため、環境報告に記載する重要な環境課題として特定されたのであれば、それらは必然的にすべて「マテリアリティのある情報」になります。

218 ✓ しかし、「マテリアリティのある情報」が漏れなく環境報告に記載されるためには、事業者のマテリアリ
219 ティ判断が適切でなければなりません。これが適切でないと、環境報告に記載すべき「マテリアリティのある
220 情報」がすべて特定されず、「望ましくない環境報告」が作成されることになります（詳しくは解説書「重要
221 な環境課題の特定方法」を参照して下さい）。

✓ しかし、「マテリアリティのある情報」が漏れなく環境報告に記載されるためには、事業者のマテリアリティ判断が適切でなければなりません。これが適切でないと、環境報告に記載すべき「マテリアリティのある情報」がすべて特定されず、「望ましくない環境報告」が作成されることになります（詳しくは解説書「重要な環境課題の特定方法」を参照して下さい）。

222 ✓ また、「マテリアリティのある情報」が網羅的に開示されたとしても、その内容が間違っ
223 て書かれていれば、
224 やはり「望ましくない環境報告」ができあがってしまいます。「マテリアリティのある情報」は、1) すべて
225 が網羅的に記載されていること（脱漏（omission）がないこと）、2) 内容が間違っ
て書かれていないこと（虚偽記載（misstatement）がないこと）の2点が、「望ましい環境報告」を行う上での前提条件です。

✓ また、「マテリアリティのある情報」が網羅的に開示されたとしても、その内容が間違っ
て書かれていれば、やはり「望ましくない環境報告」ができあがってしまいます。「マ
テリアリティのある情報」は、1) すべてが網羅的に記載されていること（脱漏（omission）
がないこと）、2) 内容が間違っていないこと（虚偽記載（misstatement）がないこと）
の2点が、「望ましい環境報告」を行う上での前提条件です。

226

227 (2) 忠実に表現する情報

228 ✓ 環境報告は、報告対象となる「事象（事業活動が直接的・間接的に環境へ与える重大な影響）」を文章、指
229 標、図・表・グラフ等の情報に加工して利用者に伝える手段であり、利用者がこれらの情報から元の「事象」
230 を正しく理解できるようにしなければなりません。

231 ✓ そのために、環境報告で開示する情報には、元の「事象」を正しく伝えられるような特性が必要です。この
232 特性を備えた情報を「忠実に表現する情報」といいます。

233 ✓ 開示情報が「忠実に表現する情報」であるためには、その情報に完全性、中立性、無誤謬性の3要件が備わ
234 っていないとできません。つまり、それら3要件を具備する情報は「忠実に表現する情報」になるという
235 ことです。3要件の充足は特定の情報が「忠実に表現する情報」かどうかを判断する基準なのです。

236 【完全性】

237 ✓ 完全性とは、環境報告の開示情報が「忠実に表現する情報」となるために不可欠な情報要素が、すべて網羅
238 されている状態を意味しています。

239 ✓ たとえば、大きな企業集団を国際的に展開する事業者の実態を伝えるためには、その事業者の企業集団全体
240 の環境報告を集合的に行うだけでなく、地域別・事業別のセグメント情報が必要になる場合があります。

241 ✓ また、環境パフォーマンス指標等の算定において、複数の算定方法や係数の適用が可能な状況では、算定し
242 た指標だけを開示すると、利用者はその指標から元の「事象」を特定することができないので、採用した算
243 定方法や係数についても説明する必要があります。さらに、個々の指標の集計範囲が環境報告全体の
244 対象範囲と異なる場合は、その指標の集計範囲や捕捉率についても開示が求められます。

245 【中立性】

246 ✓ 中立性のある情報とは、偏りのない情報です。「マテリアリティのある情報」は、それが事業者にとって良い
247 情報でも悪い情報でも、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはなりま
248 せん。また、情報を強調したり、歪めたり、意図的に改変することで、利用者の印象を変えないようにする
249 配慮も重要です。

250 【無誤謬性】

251 ✓ 無誤謬性（free from error）とは、環境報告の対象となる「事象」を表現する情報に誤りや漏れがないよう
252 に、情報の作成プロセスを適切に選択し、それを誤りなく定められた手順で適用することを求める要件です。

253 ✓ 「忠実に表現する情報」は必ずしも「事象」の正確な情報であることを意味しているわけではありません。
254 なぜなら、環境パフォーマンス指標等の中には一定の算定方法を適用して推計しなければならないものがあ

- 255 り、その場合、算定結果が環境パフォーマンス等を正確に表現しているか否かは判断が困難だからです。
- 256 ✓ たとえば、CO₂排出量のように目に見えない環境負荷量は、一般的に化石燃料の消費量に排出係数を乗じて
257 算出しますが、その算出結果が本当に正確な排出量なのかどうかは誰にもわかりません。これはあくまでも
258 算定結果であり、近似値に過ぎません。
- 259 ✓ しかし、適切な算定方法が選択され、それが定められた手順通りに適用されているならば、その算定結果と
260 算定方法を開示することによって、「忠実に表現する情報」にすることができます。
261

262 (3) 環境報告の品質を高める補足的な情報特性

- 263 ✓ 「目的適合性のある情報」「忠実に表現する情報」以外に、環境報告の開示情報に備わっていることが望ま
264 れる補足的な特性がいくつかあります。それは「比較可能な情報」「検証可能な情報」「タイムリーな情報」
265 「理解しやすい情報」などの特性です。これらはあくまでも補足的な特性なので、必ずしも必要ではありません
266 ませんが、それらが備わっていたら環境報告の品質をさらに高めることができるというものです。

図表 環境報告の有用性を高める補足的な情報特性



- 267 ✓ これに反して、「目的適合性のある情報」「忠実に表現する情報」は、いずれも環境報告に不可欠な特性なの
268 で、必ず備わるようにしなければなりません。

269 【比較可能な情報】

- 270 ✓ 利用者に開示情報の意味を理解させる上で「比較」は重要な手段です。環境マネジメントの成果や実績は単
271 年度で見ると、経年的な推移を見たり、事業特性や業態の類似した他の事業者と比較することで、より
272 一層理解が容易になるからです。また、新たに何の取組も行わない状態をベースラインとして、これとの比
273 較で取組等の進捗度を伝える工夫も役に立つ場合があります。

- 274 ✓ 比較を容易にするためには、比較の基礎となる情報（基準値）が必要です。そうした基準値として、経年比
275 較では過去の一定期間にわたる取組の実績値、また、事業者間比較ではガイドラインや業界で一般的に使わ
276 れている基準指標等の採用が有効です。また、目標と実績によって取組の進捗度を管理している場合は、中・
277 長期的目標の併記も望まれます。

- 278 ✓ 数値データが事業者の各期間を通じて比較可能であるためには、算定方法や算定範囲等が各期間にわたって
279 一貫していなければなりません。それゆえ、算定方法、算定範囲、係数等を変更した場合は、その旨、理由、
280 変更による影響について記載することが必要です。

- 281 ✓ 環境報告の開示情報で事業者間比較を適切に行うには、指標等の数値が算定される前提条件等の正しい理解
282 が必要となります。各事業者の環境報告は必ずしも対象組織の範囲が同一ではなく、事業活動の諸条件が異
283 なるなど、数値そのものが完全に比較可能な状態にはない場合が多いからです。環境報告では、指標等の事
284 業者間比較が行われることにも配慮して、そのような算定条件の違いが利用者に伝わるように補足情報等を
285 記載することが望まれます。

286 【検証可能な情報】

- 287 ✓ 環境報告の開示情報が対象となる「事象」を忠実に表現しているかどうかを利用者が客観的に検証できない

288 場合は、利用者が環境報告を信頼できなくなるリスクが高まり、環境報告の有用性は著しく低下します。そ
289 れを防ぐためには、環境報告の記載事項について、前提条件、集計範囲、算定方法、原データ等の作成プロ
290 セスに関する情報を開示し、前提条件からの論理的な推論や再計算等によって、作成結果の妥当性を利用者
291 が検証できるようにすることが必要です。

292 【タイムリーな情報】

293 ✓ 利用者の意思決定に役立つためには、できる限り早いタイミングで情報開示することが求められます。たと
294 えば、環境報告の対象期間後に発生した出来事が「マテリアリティのある情報」である場合、対象期間の環
295 境報告に間に合わせて開示したり、またはウェブ等で適宜開示することは、望ましい工夫です。

296 ✓ なお、環境負荷等の状況について経年変化を観察する利用者のために、すでに開示した「マテリアリティの
297 ある情報」を、その後の期間も繰り返して開示することが有用な場合もあります。

298 【理解しやすい情報】

299 ✓ 環境報告は、広範囲な種類の情報を提供するので、特別な専門知識のない利用者でも理解しやすくなるよう
300 に、それらの情報を適切に分類したり、区分表示して、簡潔かつ明瞭に伝える工夫が求められます。環境報
301 告の対象範囲が地域的・業種的に広い場合には、地域セグメント情報や事業セグメント情報等の提供も利用
302 者の理解を助ける有用な方法の1つです。

303 ✓ また、環境マネジメントにおける様々な取組状況を戦略や財務数値と関連付けて説明したり、中・長期的な
304 目標と関連付けて将来見通しを提供することも、環境報告を理解しやすくする方法です。

305 ✓ 環境報告では、できる限り数値情報を活用することが望まれます。環境マネジメントの取組に関連する目標
306 や実績を評価する上で、数値情報は利用者の理解を助け、文章による記述情報の信頼性を高める効果があり
307 ます。なお、関係比率や指数等の加工した数値情報を開示する場合は、基礎となる実数値の併記が必要です。

308 ✓ わかりやすい環境報告を行う上で、簡潔で平易な文章や文体の使用、グラフや写真等による説明の視覚化、
309 難解な用語や専門的な数値に関する解説または用語集の開示は、きわめて有効な方法になります。しかし、
310 それ以外にも、事業者の創意によって、ストーリー性のある報告など環境報告の理解しやすさを高める方法
311 を工夫することが望まれます。

312

313 第2章 環境報告の作り方

314 1. 環境報告の基礎情報

- 315 ✓ 環境報告の基礎情報は「基本的要件」と「主な業績評価指標の推移」から構成されています。
- 316 ✓ 「基本的要件」は、環境報告の前提条件となる報告対象組織の範囲、報告対象期間、環境報告にあたって適
317 用した基準・ガイドライン等、環境報告の全体像（環境報告を複数の企業報告媒体や形式で行う場合のそれ
318 らの関係性）について説明する情報区分であり、「主な業績評価指標の推移」では、事業者の重要な環境課題
319 に関する実績評価指標（KPI）の中から、とくに重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を2～3指標抜
320 粋して、それらを、財務指標と共に、経年的な趨勢がわかるように開示します。
- 321 ✓ 「基本的要件」は、一般的な非財務報告媒体である環境報告書やサステナビリティ報告書等において、編集
322 方針として記載されている情報であり、「主な業績評価指標の推移」は環境報告ガイドライン 2012 年版の
323 「KPI の時系列一覧」に近い情報です。
- 324 ✓ 環境報告が有価証券報告書やサステナビリティ報告書等の一部に含まれており、それらの報告書全体につい
325 て「基本的要件」に相当する情報がすでに開示されている場合は、環境報告の中であらためて「基本的要件」
326 を記載する必要はありません。

327

328 (1) 基本的要件

329 【報告対象組織】

- 330 ✓ 報告対象組織とは環境報告に含める組織の範囲のことです。これは、環境報告を行う事業者が企業集団の親
331 会社である場合、その環境報告の中に企業集団のどの組織まで含めているのかを伝えるための情報です。
- 332 ✓ 報告対象組織には原則として企業集団全体を含めます。そのため、環境報告を行う事業者（企業集団の親会
333 社）は、自社以外に、企業集団を構成するすべての子会社を含めて、環境報告の報告対象組織とします。
- 334 ✓ 企業集団に含まれる子会社の範囲は連結財務諸表を作成する場合の連結範囲に準じて決定します。この中に
335 関連会社（持分法適用会社）まで含める必要はありません。
- 336 ✓ 環境報告の報告対象組織と異なる範囲の報告対象組織を適用する記載事項がある場合は、まず環境報告全体
337 の報告対象組織を明確にして、それと異なる報告対象組織を適用する記載事項ごとに、その旨と適用した報
338 告対象組織の範囲を説明することが必要です。
- 339 ✓ 前回の環境報告と報告対象組織の範囲が異なる場合は、その旨と範囲の違いについて説明し、経年での比較

340 可能性に配慮することが望めます。たとえば、重要な環境課題について定量的な時系列データを開示して
341 いる場合、経年的な比較可能性を確保するために、今年度の報告対象組織を過年度データにも遡及的に適用
342 し、その算定し直した結果で時系列的なデータを提供することが望めます。

343 開示例

・報告対象組織は当社および連結の範囲に含まれる全グループ会社（101 社）です。なお、一部データは異なる報告対象組織で算定されていますが、その範囲はデータごとに説明しています。

344 【報告対象期間】

345 ✓ 報告対象期間には環境報告の作成対象とした期間を記載します。タイムリーな情報を提供する観点から、環
346 境報告は少なくとも年 1 回、定期的に行うことが重要であり、報告対象期間は財務報告の決算期間（事業年
347 度または会計年度）と一致していることが望めます。

348 ✓ 環境報告には、報告対象期間後に発生した出来事についても、できる限り開示することが望めます。新し
349 い情報をタイムリーに提供することで、環境報告の有用性を高めることができます。

350 開示例

・報告対象期間は当社の事業年度と同じで、20XX 年 1 月から 20XX 年 12 月の 1 年間です。
・なお、一部の情報には報告対象期間後の出来事等が含まれています。

351 【基準・ガイドライン等】

352 ✓ 基準・ガイドライン等には、環境報告にあたり事業者が適用した環境報告等に関する作成基準又は作成ガイ
353 ドライン等の名称を記載します。

354 ✓ 「適用した」というのは、その基準・ガイドライン等に準拠して環境報告を作成したという意味で、特定の
355 基準・ガイドライン等を参照したもの、とくに準拠したわけではない場合を含みません。既存の基準・ガ
356 イドライン等を参照するだけで、部分的にも適用していない場合は、その旨がわかるように、事業者が適用
357 した作成指針を、「自社基準」などの適切な表記によって、記載します。

358 ✓ 既存の基準・ガイドライン等の一部を適用した場合には、環境報告の利用者の誤解を招かないように、どの
359 部分を適用したのかについて、具体的に説明することが必要です。

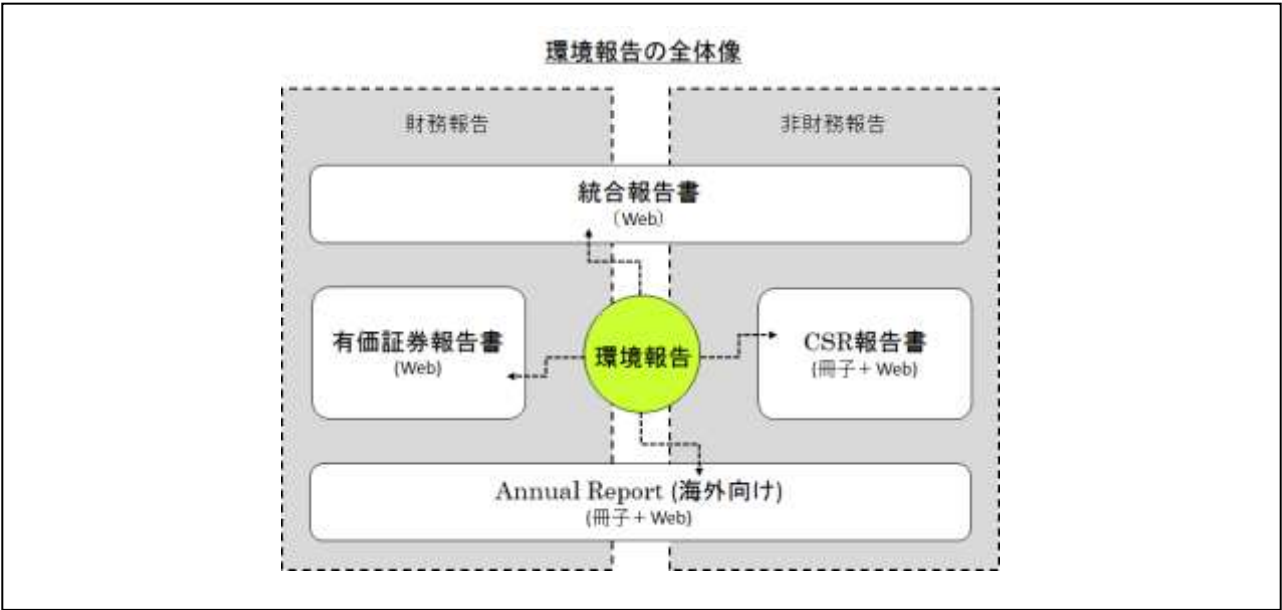
360 開示例

・この報告書は環境報告ガイドライン 2018 年版を適用して作成しています。
・なお、一部データには〇〇〇基準を適用しており、その旨を当該データに付記しています。

361 【環境報告の全体像】

362 ✓ 環境報告を複数の企業報告媒体（サステナビリティ報告書、CSR 報告書、有価証券報告書、統合報告書、ア
363 ニュアルレポート等）や複数の公表形式（冊子、ウェブサイト等）で行う場合には、それらの全体像につい
364 て、企業報告体系における相互関係がわかるように、図示するなどの視覚的な方法を用いて、わかりやすく
365 説明します。

366 開示例



367

368 (2) 主な業績評価指標の推移

- 369 ✓ 主な業績評価指標の推移には、事業者が重要であると判断した環境課題への取組実績を示す業績評価指標の
370 中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を2～3指標抜粋して、連結売上高などの主な経営
371 指標を併記しながら、直近の連続する3～5年程度の推移が分かるように、一覧表示します。
- 372 ✓ 業績評価指標の例としては、どの事業者にとっても重要な環境課題になる可能性の高い気候変動への取組に
373 関する業績評価指標（GHG排出量またはその原単位等）、循環経済への適応指標となる廃棄物関連の実績評
374 価指標（リサイクル率、廃棄物最終処分量またはその原単位等）などが考えられますが、基本的には、事業
375 者の環境マネジメントの進捗状況をもっともよく反映する環境課題の実績評価指標を選ぶことが重要です。
- 376 ✓ 主な経営指標の例としては、連結売上高以外に、連結営業利益や連結経常利益等の利益指標、ROA（総資産
377 利益率）や ROE（自己資本利益率）などの利益・資本の関係比率指標などがあげられます。これも基本的
378 には事業者が財務業績を評価する際に目安としている指標を利用することが望まれます。
- 379 ✓ 年次報告書（アニュアルレポート）やサステナビリティ報告書等の中で環境情報が開示される場合には、主
380 な業績評価指標に事業者の重要な社会課題に関する実績評価指標も併記されることがあります。その場合は
381 重要な環境課題の実績評価指標を少なくとも1指標選んで記載することが重要です。
- 382 ✓ 主な業績評価指標の推移を示す上で、表形式にするか、または、グラフ表示するかは、事業者が選択すべき
383 事柄です。環境報告の利用者に分かりやすい方法で開示することが重要であり、表とグラフを併用する選択
384 肢もあります。

385 開示例

主な業績評価指標の推移						
	単位	20X1 年度	20X2 年度	20X3 年度	20X4 年度	20X5 年度
連結売上高	億円	2,300	2,550	2,870	2,600	3,120
ROA	%	5.6	6.3	7.2	6.8	8.0
GHG排出量原単位	%	7.6	7.4	7.0	7.1	6.5
廃棄物最終処分量	トン	5,000	4,800	4,200	3,900	3,850

386
387

388 2. 環境報告の記載事項

389 (1) 経営責任者のコミットメント

390 ✓ 重要な環境課題への対応は、事業者の自主的な取組であり、その成果の是非は、最終的にステークホルダー
391 の評価に委ねられます。その評価の基点となるのが経営責任者のコミットメントです。そのため、事業者が
392 重要であると判断した環境課題については、その対応方針等を経営責任者の名において対外的に明言します。

393 経営責任者のコミットメントの意義

394 ✓ 経営責任者のコミットメントは、CEO（社長や代表執行役）等の最高経営責任者もしくは代表権のある環境
395 担当役員が、環境報告を行うにあたり、重要な環境課題への対応についての基本的な考え方や方針を、自ら
396 の言葉で、評価指標・目標等も交えて具体的に説明し、その実行について明言（コミット）するものです。

397 ✓ 持続可能な社会への移行過程において、事業者が持続的に成長しようとするれば、事業者は社会との共有価値
398 を創造しながら、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルを確立することが不可欠です。重要な環境課題
399 への対応は、このプロセスの中で取り組まれるものであり、事業者はその取組成果を通じて持続可能な社会
400 の実現に貢献します。

401 ✓ 事業者は、出資者や債権者が拠出した財務的資本だけでなく、自然環境、労働力、社会基盤などの諸資本を
402 利用して、事業活動を営んでいます。したがって、経営責任者は、これらの資本の提供者に対して、資本を
403 どのように利用したのかについての道義的な説明責任を負っています。環境報告は、自然環境の利用につい
404 て、この説明責任を果たす手段です。

405 ✓ 重要な環境課題の範囲や内容は、事業者の業種、業態、経営規模等によって異なるので、事業者は、自主的
406 に、重要な環境課題を特定し、もっとも適切な対応方針を選択して実行します。

407 ✓ 自主的な取組であるという性格上、コミットメント自体の適切性や実行結果・実績の妥当性は、事業者組織
408 の外部者であるステークホルダーには判断が困難です。そのため、環境報告では、重要な環境課題にどう対
409 応するのかを、最終的な責任を負う経営責任者が自らの言葉であらかじめ宣言し、事後的に結果や実績を示
410 してステークホルダーの評価を受ける仕組み（pledge & review）になっています。この宣言（対外的に明言
411 （コミット）すること）がコミットメントです。

412 経営責任者のコミットメント情報の必要性

413 ✓ コミットメントがなければ、事業者組織の外部者であるステークホルダーには、重要な環境課題への対応が
414 適切に行われて、その実行結果・実績が妥当なものか否かの判断ができません。当初の方針・計画を示さず
415 に結果だけ伝えるならば、どんな結果で出ても事業者はそれが妥当であると説明できるからです。これでは、
416 環境報告に対するステークホルダーの信頼は著しく損なわれてしまいます。

417 ✓ あらかじめ方針・計画を示して、事後的に結果や実績の評価を受ける仕組みが機能するためには、経営責任
418 者のコミットメント情報が評価の基点として不可欠です。

419 **報告事項**

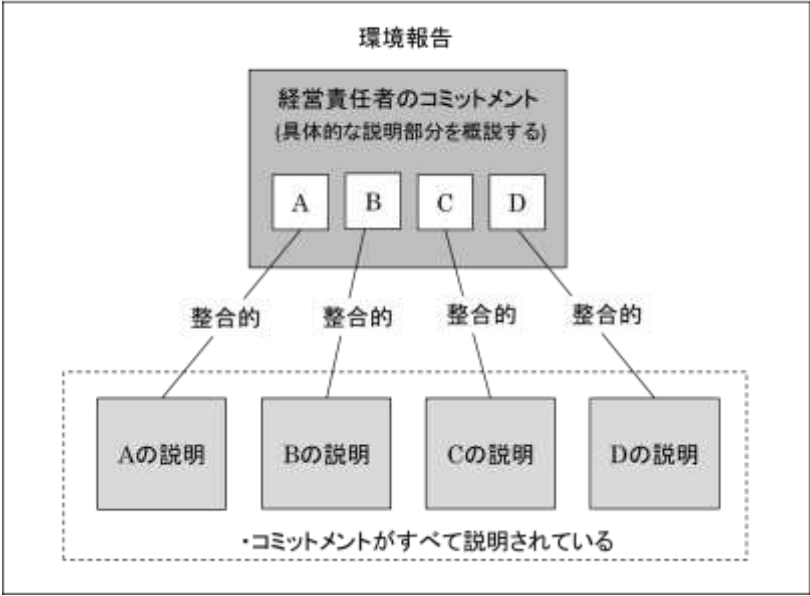
420 (1) 重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント

421 ✓ コミットメントは経営責任者の単なる挨拶やメッセージとは異なります。重要な環境課題への対応は、事業
422 者が責任をもって取り組むべき経営行動の一部であり、その責任の重さを受け止めて、誠実かつ論理的に対
423 応方針等を説明することが大切です。

424 ✓ コミットメントの内容自体が適切かどうか、その実行結果・実績が妥当かどうかは、環境報告を利用するス
425 テークホルダーが判断するため、コミットメントは明瞭でわかりやすく記載しなければなりません。

426 ✓ コミットメントは環境報告においてナビゲーターの役割も果たしています。環境報告の利用者は、まずコミ
427 ットメントを読んで、その具体的な内容をそれ以降の環境報告で理解するので、1) コミットメントは具体
428 的な説明部分の全体像を俯瞰できるように概略的かつ簡潔に記載すること、2) コミットメントの内容とそ
429 の具体的な説明に矛盾がないこと、3) 特段の理由がない限り、具体的な説明はコミットメントの内容を網
430 羅することが必要です。

図表 経営責任者のコミットメントと具体的な説明の関係



431 ✓ コミットメントにおいては、重要な環境課題への対応が、長期ビジョンの中でどのように位置付けられてい
432 るか、経営戦略や経営計画とどのような関係にあるのかなど、可能な限り、事業者の将来見通し情報と関連
433 付けて説明することが望まれます。

434 開示例

- ・当社は、持続可能な社会の実現に向けて、サプライチェーンマネジメントの強化と環境配慮製品の売上高成長を基本方針とする持続性戦略を長期ビジョンに組み込んでいます。
- ・当社の重要な環境課題は、気候変動、資源循環・資源効率性、水資源、生物多様性であり、それぞれを環境マネジメントの対象として、バリューチェーンレベルでの取組を推進しており、今後もその方針を継続します。

435

436 先進的な実例 A・B・C

重要な環境課題への対応に関する 437
経営責任者のコミットメント

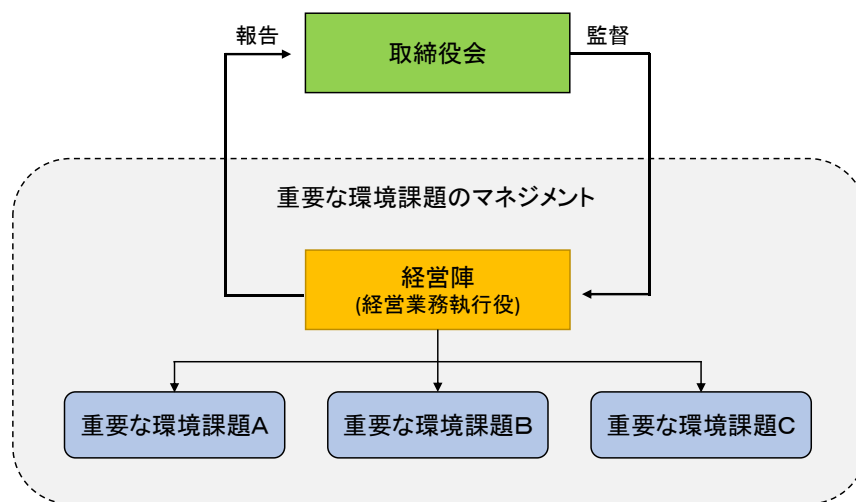
実例A（後日適切な実例に差し替え）

(2) ガバナンス

ガバナンスの意義

- ✓ ガバナンスは、組織の所有者が組織行動を制御するための仕組みであり、組織を目的達成に向けて適切に行動するように誘導し、その長期的な維持・存続・発展を可能にするために採られる、すべての統治・支配行為を指しています。
- ✓ 環境報告ガイドラインでは、ガバナンス情報を環境報告の記載事項としていますが、そのガバナンスの意味する行為とは、「事業者の会社組織が、事業活動の直接的・間接的な環境に与える重大な影響を漏れなく識別し、それらを適切に管理すること（重要な環境課題のマネジメント）により、持続可能な社会への移行プロセスにおいて、自らも持続的な発展を遂げられるように、取締役会が必要な監督責任を果たすこと」です。
- ✓ ガバナンスの効いている組織では、重要な環境課題のマネジメントを長期的に一貫して継続することが可能になり、持続可能な社会で受け容れられるビジネスモデルの確立を容易にします。
- ✓ 事業者の組織が株式会社である場合、ガバナンスの主体は株主ですが、会社組織上は、株主によって選任された取締役を構成員とする取締役会がガバナンスの実行組織であり、重要な環境課題の管理権限を委譲された経営陣による、重要な環境課題のマネジメントに関する業務執行を監督します。

図表 重要な環境課題のガバナンス体制



ガバナンス情報の必要性

- ✓ 持続可能な社会への移行プロセスにおいて、重要な環境課題のマネジメントは、従来型の事業者の自社グループを中心とする環境マネジメントとは異なり、時間的、空間的、また取引関係においても、著しく対象範囲の拡大を迫られています。

- 464 ✓ それは重要な環境課題のマネジメントが持続可能な社会への移行と密接に関わっているからです。持続可能
465 な社会への移行が進めば、事業者は有限な資源・エネルギーへの依存から脱却を迫られることになり、その
466 状況への適応自体が重要な環境課題になる場合も少なくありません。また、環境規制の増加・厳格化や事業
467 者の環境マネジメントに対する社会的期待の増大によって、重要な環境課題のマネジメントは、質と量の両
468 面で事業者にとって負担の大きい業務になることが予想されます。
- 469 ✓ 業種・業態・事業規模等の違いに関係なく、いかなる事業者も持続可能な社会への適応を回避することはで
470 きません。事業活動が持続可能な社会に適しないものであれば、事業者の持続的な成長も困難になるため、
471 事業者の会社組織が長期的に維持・存続・発展を目指そうとすれば、ビジネスモデルの転換も含めて、持続
472 可能な社会への移行に向けた適応措置を講じる必要性が生じます。もちろん、環境配慮型製品・サービスを
473 主力に事業展開する事業者にとっては、持続可能な社会への移行が大きなビジネス機会をもたらすことも事
474 実です。
- 475 ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたって不規則に進展するプロセスです。そのため、重要な環境課題の
476 マネジメントにも長期的な視点が必要になり、戦略の見通すべき視野の範囲は、時間的に大幅な拡大を余儀
477 なくされます。また、重要な環境課題のマネジメントは事業者の全社的な組織行動なので、これを長期的に
478 一貫した戦略で継続しようとするれば、健全なガバナンス体制の確立が不可欠になります。
- 479 ✓ 重要な環境課題のマネジメントは、事業者の自社グループを越えて、バリューチェーン全体に対象範囲を拡
480 大します。重要な環境課題は、事業活動の直接的な影響だけでなく、事業活動が間接的に環境に与える重大
481 な影響まで含むため、取引関係に起因してサプライチェーンで発生する環境課題や販売された製品・サービ
482 スの使用・廃棄段階で発生する環境課題も、事業者の環境マネジメント範囲に含められる可能性があるから
483 です。これが取引関係による対象範囲の拡大です。
- 484 ✓ 環境マネジメントの対象範囲を事業者の自社グループだけに留めるのであれば、事業者の負うべき環境責任
485 が他の経済主体に転嫁されて、重要な環境課題のマネジメントは十分に機能しなくなり、結果として、持続
486 可能な社会の実現も困難になります。こうした事態をもたらさないためにも、会社組織を持続可能な社会に
487 適応させるガバナンスの存在が必要です。
- 488 ✓ 事業者が企業集団を構成する場合、従来型の事業者の自社グループを中心とする環境マネジメントにおいて
489 も、事業者の自社グループの範囲には親会社だけでなく、原則としてすべての子会社を含みます。しかし、
490 我が国の実務では、企業集団全体を一元的な環境マネジメントでカバーする事業者は、それほど多くないの
491 が実情です。その上で重要な環境課題のマネジメントをバリューチェーン展開しようとするれば、各子会社の
492 バリューチェーンをマネジメント範囲に含めることになって、環境マネジメントの対象範囲が空間的に拡大
493 し、現場での対応は著しく困難になります。これもまた組織全体のガバナンスに帰着する問題なのです。
- 494 ✓ このように、重要な環境課題のマネジメントが適切に実施される前提として、健全なガバナンス体制の確立
495 が不可欠であり、ステークホルダーが環境報告を正しく理解しようとするれば、報告主体である事業者のガバ
496 ナンスは欠くことのできない重要な情報になります。

497 **報告事項**

- 498 ✓ 下記で説明する①から③の報告事項が、すでに事業者のコーポレートガバナンス報告書で開示されている場
499 合は、その旨を記述して、環境報告での記載を省略することが可能です。

500 ① 事業者のガバナンス体制

- 501 ✓ コーポレートガバナンスに関する事業者の組織体制を説明します。その際、監査役会設置会社、指名委員会
502 等設置会社、監査等委員会設置会社などの会社法上の機関設計（解説書を参照のこと）について説明すると
503 共に、ガバナンス体制の健全性に関する情報を付記します。

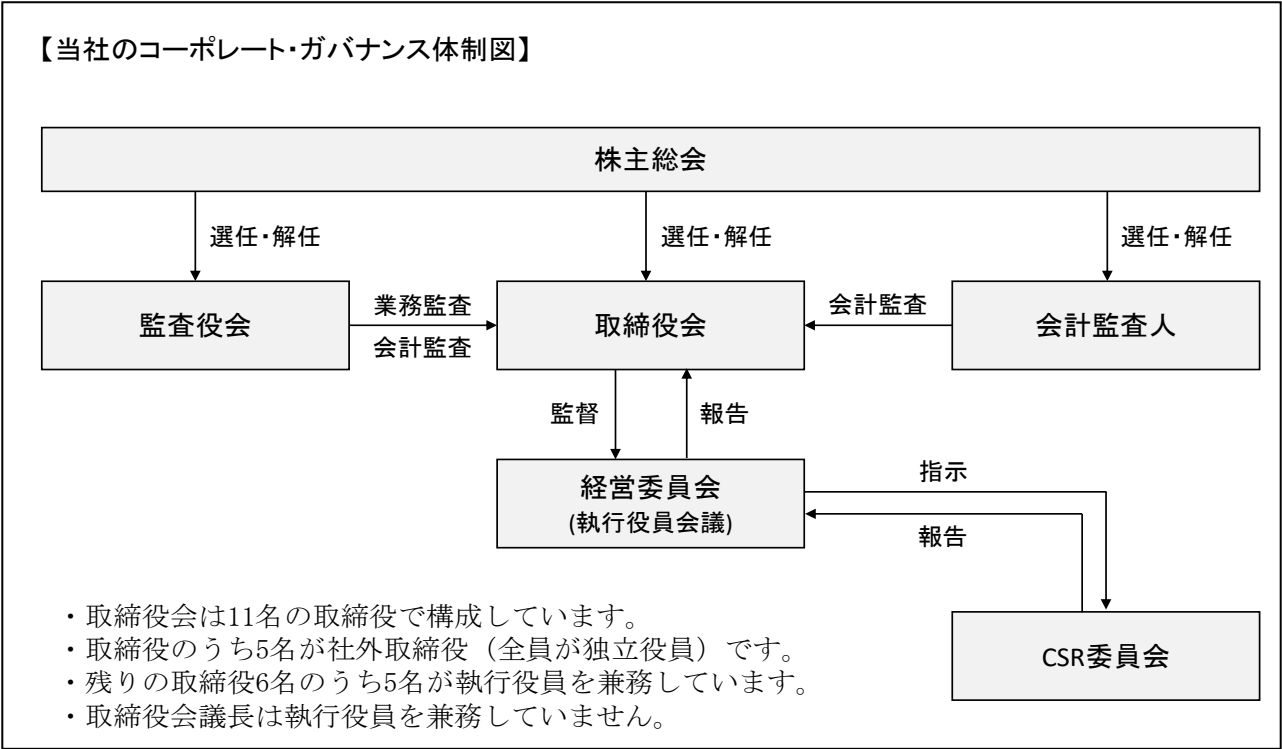
- 504 ✓ ガバナンス体制の健全性は、事業者が採用した会社法上の機関設計が有効なガバナンスを提供していること
505 を示す特性で、1) 会社組織における監督機能と業務執行機能の分離、及び 2) 取締役会の独立性、によって
506 説明します（解説書を参照のこと）。

- 507 ✓ 会社組織における監督機能と業務執行機能の分離では、1) 取締役会議長と代表執行役社長のような最高経
508 営責任者の兼務状況、2) 取締役会の構成メンバーのうち、業務執行役を兼務する取締役と兼務しない取締
509 役の人数を、それぞれ記載します。また、当初の機関設計では含む必要のない業務執行役員を、取締役とは
510 別に選任し、監督機能と業務執行機能を実質的に分離している会社の場合は、その旨を記載します。

- 511 ✓ 取締役会の独立性については、取締役会の人数、社外取締役の人数、独立役員に指定されている社外取締役
512 （解説書を参照のこと）の人数を、それぞれ記載します。

513

514 開示例



515 ② 重要な環境課題の管理責任者

516 ✓ 事業者の環境課題全般を統括する、もっとも上位の責任者を、会社組織上の職名で記載します。氏名やその
517 他の属性を記載する必要はありません。

518 開示例

・重要な環境課題の管理責任者は CSR 委員会委員長を務める代表執行役社長です。

519 ③ 重要な環境課題の管理における取締役会及び業務執行組織の役割

520 ✓ ガバナンスは、事業者が持続的に成長できるように、株主が取締役会の行動を監視する仕組みであるため、
521 ガバナンスの説明に際しては、重要な環境課題への対応に取締役会がどのように関与しているかを明確にす
522 ることが重要です。

523 ✓ まず、取締役会が重要な環境課題のマネジメントについて、どのように監督しているかを説明します。その
524 際に、1) 重要な環境課題のマネジメントについて、どの程度の頻度とルートで情報を入手しているか、2) 重
525 要な環境課題への対応に関して設定された目標の達成度をどのように監督しているか、3) 長期ビジョンや
526 中期経営計画を立案する際に、重要な環境課題をどのように配慮しているかについて、報告主体の会社単体
527 だけでなく、支配する企業集団全体に対する監督状況もわかるように言及します。

528 ✓ 指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社、または監査役会設置会社で取締役会に委員会を任意で設置
529 する会社であって、重要な環境課題のマネジメントに関する監督機能を、それらの各種委員会が所管する場
530 合は、それらの委員会を前項の「取締役会」に読み替えます（以下同じ）。

531 ✓ 経営責任者が重要な環境課題のマネジメントに関する権限を、環境委員会や CSR 委員会等の他の業務執行
532 組織に委譲している場合は、その重要な環境課題のマネジメントを所管する業務執行組織（所管組織、以下
533 同じ）の役割を説明します。その際に、1) 所管組織の名称と会社組織上の位置付け、2) 所管組織が重要な
534 環境課題のマネジメント結果について経営責任者に報告する手順（報告しない場合は、その旨）、3) 経営責
535 任者が所管組織から報告を受けた重要な環境課題のマネジメント結果について取締役会に報告する手順（報
536 告しない場合は、その旨）に言及します。

537 開示例

【重要な環境課題のマネジメントに関する取締役会の役割】

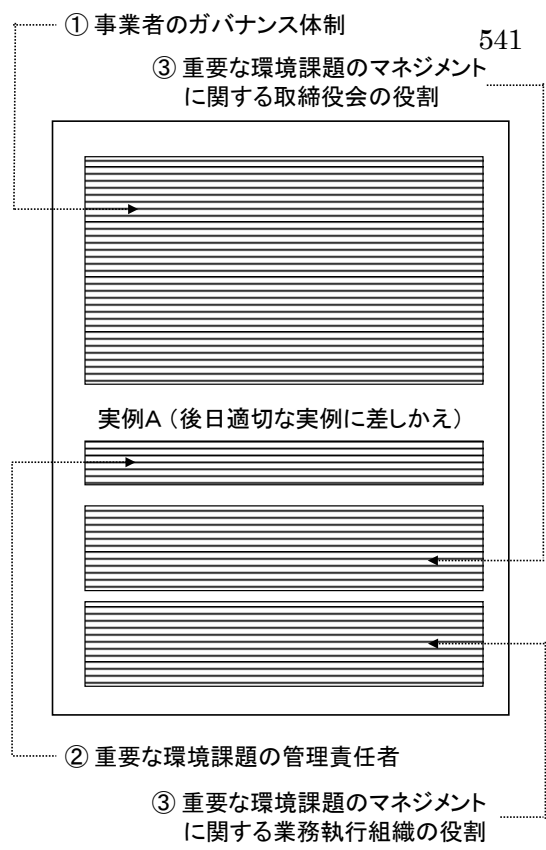
- ・持続可能な社会への早期適応と重要な環境課題の適切なマネジメントは当社の基本理念であり、それらに関する目標は長期ビジョン及び中期経営計画に反映されています。
- ・取締役の報酬制度は重要な環境課題のマネジメントに関する目標の達成度に連動しています。
- ・取締役会は経営委員会から 4 半期ごとに重要な環境課題のマネジメント状況について報告を受けます。

538

【重要な環境課題のマネジメントに関する経営委員会（執行役員会議）の役割】

- ・持続可能な社会への適応戦略と重要な環境課題のマネジメントは、経営委員会の下に設置された CSR 委員会が所管しています。
- ・CSR 委員会の業務遂行状況は、月に一回、経営委員会に報告します。

539



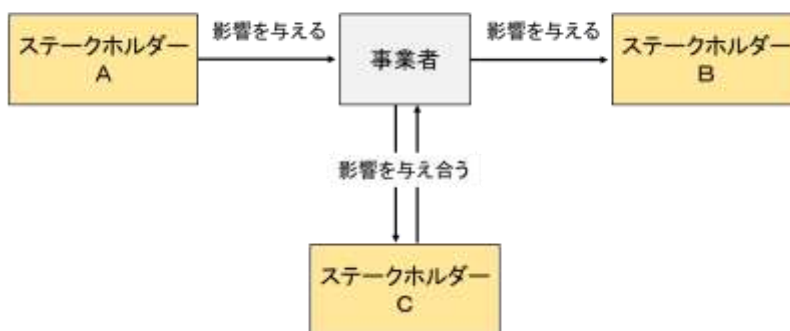
542 (3) ステークホルダーエンゲージメントの状況

- 543 ✓ 事業者は、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築き、重要な環境課題
544 の特定や対応方針の決定・実行プロセスを円滑に進めるために、ステークホルダーエンゲージメントを実施
545 する場合があります。その実施状況について情報開示することは、事業者がステークホルダーの意向にどの
546 ように配慮しているかを示す有効な手法です。

547 ステークホルダーエンゲージメントの状況の意義

- 548 ✓ ステークホルダーは事業者との間に何らかの利害関係を有するか、事業者の事業に関心のある個人またはグ
549 ループです。ステークホルダーとの関係は、事業者との相互的な影響から生じており、影響の与え方・受け
550 方には、1) 事業者や事業者の活動に影響を与える、2) 事業者や事業者の活動から影響を受ける、3) 事業者
551 や事業者の活動に影響を与えると同時に、事業者や事業者の活動からも影響を受ける、の3パターンがあり
552 ます。これらの利害関係者には、株主、債権者、投資家、従業員、労働組合、取引先、消費者、地域社会・
553 社会、NGO・NPO、政府・自治体、取引先、投資家等が含まれます。
- 554 ✓ ちなみに、投資家には潜在的な投資家や消費者等まで含まれるため、ステークホルダーの範囲は最終的に社
555 会全体に及ぶことになります。

図表 事業者とステークホルダーの影響パターン



- 556 ✓ ステークホルダーエンゲージメントは、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダー
557 とその関心事を、事業活動と意思決定プロセスに組み込む組織的な試みであり、事業者が単独で実施する場
558 合やステークホルダーと協働して実施する場合など、多様な行動形態を含んでいます。
- 559 ✓ ステークホルダーエンゲージメントには、大別して、情報伝達 (communication)、諮問・相談 (consultation)、
560 対話 (dialogue)、協働 (partnership) の4つの行動形態があるといわれています⁹。
- 561 ✓ 情報伝達は、報告書の発行、報道発表、記者会見、資料配付等による、事業者のステークホルダーに向けた
562 片務的な情報提供行為を意味しています。ただし、この場合は、報告書のアンケート回収等を除き、一般的

⁹ AccountAbility, UNEP & ARAC, The Stakeholder Engagement Manual (Volume 1), 2005.

- 563 に、エンゲージメント結果（情報提供を受けたステークホルダーの反応）について、事業者がステークホル
564 ダーから何らかのフィードバックを受けることはありません。
- 565 ✓ 諮問・相談は、事業者がステークホルダーから意見聴取する行為で、アンケート調査やステークホルダーへ
566 の諮問が含まれており、アンケート結果に関連して、事業者からステークホルダーへ何らかのフィードバッ
567 クが行われる場合もあります。
- 568 ✓ 対話は事業者とステークホルダーの意見交換の場です。ここには属性の異なる複数のステークホルダーから
569 構成される会議体やステークホルダー代表による諮問委員会等が含まれており、事業者は、エンゲージメン
570 トへの対応を通じて、ステークホルダーへのフィードバックを行うのが一般的です。
- 571 ✓ 協働は事業者とステークホルダーが協働して特定のプロジェクトに取り組む行為です。生物多様性に関する
572 調査等のように事業者が NGO 等と協働して行う取組や、海外での植林活動等のように事業者とステークホ
573 ルダーによる共同事業の運営等が含まれます。ステークホルダーは行為当事者なので、エンゲージメント結
574 果は事業者と相互にフィードバックし合う関係になります。
- 575 ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版が記載事項に指定する「ステークホルダーエンゲージメントの状況」は、
576 事業者が実施したステークホルダーエンゲージメントの状況説明であり、どのカテゴリーのステークホルダ
577 ーに対して、どんな形態のエンゲージメントを、どのように実施したのかについての実態開示を促していま
578 す。たとえば、消費者に向けて、お客様相談室を開設し、消費者の要望・苦情・質問等を日常的・継続的に
579 聴取している場合であれば、その旨と実施結果（相談件数、対応状況）を具体的に説明します。
- 580 **ステークホルダーエンゲージメントの状況情報の必要性**
- 581 ✓ ステークホルダーとの良好な関係は事業主にとって一種の経営資源であり、その意向や動向を無視して事業
582 を行うことはリスク要因にしかありません。継続的なステークホルダーエンゲージメントを通じて良好な関
583 係を強化することが事業を円滑に進めるポイントです。ステークホルダーエンゲージメントの状況に関する
584 情報開示は、事業者がステークホルダーに配慮しながら事業を進めていることをステークホルダーに伝える
585 有効な手段であり、両者の関係強化に貢献します。
- 586 ✓ 事業者の社内的には、ステークホルダーエンゲージメントの状況を情報化することで、様々なチャネルを通
587 じて実施する多様なステークホルダーエンゲージメントの全体像を俯瞰できるようになり、ステークホルダ
588 ーエンゲージメントに対する従業員の意識・スキル向上に役立つだけでなく、ステークホルダーエンゲージ
589 メントの将来的な改善に重要な基礎データを提供します。
- 590 ✓ 環境デューディリジェンスを実施する場合は、生物多様性のように、専門的な NGO とのエンゲージメント
591 なしには早期の問題解決が困難な課題があります。そうしたケースでは、デューディリジェンス・プロセス
592 に情報開示が組み込まれているために、ステークホルダーエンゲージメントの状況に関する情報開示が必ら
593 ず求められることとなります。

594 報告事項

595 (1) ステークホルダーへの対応方針

- 596 ✓ ステークホルダーへの対応方針では、重要な環境課題への対応に際して、どのようにステークホルダーエン
597 ゲージメントを利用するのかを、ステークホルダーの特定方針やステークホルダーエンゲージの実施方針に
598 よって、説明します。
- 599 ✓ 明文化された方針を策定していない場合でも、ステークホルダーに関する基本的な考え方が確立されている
600 場合は、それもステークホルダーへの対応方針に含めます。
- 601 ✓ ステークホルダーエンゲージメントやステークホルダーに対する方針がない場合は、その旨を記載します。

602 開示例

- ・ステークホルダーとの良好な関係作りは、当社が持続的な成長を目指す上で不可欠な要素であり、重要な経営課題として全社的に取り組むことを基本方針にしています。
- ・重要な環境課題への対応に関わるステークホルダーは、顧客・株主・投資家、従業員、取引先、地域社会、行政であり、各ステークホルダーとのエンゲージメントを通じて集積した意見・意向を分析して、重要な環境課題を抽出しています。
- ・グローバルベースで対応が必要な環境課題については、情報を社内で共有し、課題解決に向けて全力で取り組みます。

603 (2) 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要

- 604 ✓ 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要は、1) エンゲージメント対象はどのカテゴリーのステ
605ークホルダーか、2) そのステークホルダーの主な課題は何か、3) エンゲージメント手段として何を実施し
606たか、4) エンゲージメントの実施頻度はどの程度か、に留意して説明します。
- 607 ✓ 重要な環境課題への対応に関する取組状況について、ステークホルダーからのフィードバックを得ている場
608合は、その旨も説明することが望まれます。
- 609 ✓ ステークホルダーエンゲージメントの概況を説明する際は、図・表のような視覚的な方法を活用して、ステ
610ークホルダーエンゲージメントの全体像を理解しやすくする工夫が望まれます。

611 開示例

ステークホルダー	重要な課題	エンゲージメント手段	実施頻度
顧客	環境配慮製品	顧客満足度調査	年1回開催
従業員	エコマインドの醸成	社内セミナー	年1回開催
株主/投資家	企業価値の増大	IR説明ミーティング	随時開催
サプライヤー	環境マネジメント強化	グリーン調達	通年運用
地域社会	環境保全	定例協議会	年2回開催
NGO/NPO	環境保全での協働	対話・諮問	随時開催

612

613 先進的な実例 A・B・C



615 (4) リスクマネジメント

616 ✓ 環境報告ガイドライン 2018 年版では、リスクマネジメントを記載事項に指定していますが、この場合のリ
617 スクは事業上のリスク一般ではなく、重要な環境課題に関連するリスクに限定されており、主として、持続
618 可能な社会への移行に伴う事業環境の著しい変化が発生原因になっています。

619 リスクマネジメントの意義

620 ✓ リスクマネジメントは、重要な環境課題の発生原因となる主なリスクを特定し、それを評価して、適切に対
621 応するためのシステムティックな組織行動です。

622 ✓ 重要な環境課題の影響をできるだけ排除するためには、リスクの段階で早期に対応し、重要な環境課題に至
623 ることを阻止するか、または、リスク回避できなくても、その将来的な影響を軽減しておくことが重要です。
624 それによって、事業者の戦略は達成される可能性が高くなり、事業活動も不要なトラブルを回避して円滑に
625 進められるようになります。また、それが持続可能な社会の実現に貢献する近道でもあり、結果的に事業者
626 の持続的発展を支えます。これがリスクマネジメントの役割です。

627 ✓ リスクマネジメントは、人体の免疫システムのようなもので、それが適切に機能していれば、事業者が不測
628 の事態に陥る確率を受容可能なレベルまで低減します。当然ながら、そのように機能しないのであればリス
629 クマネジメントではなくなります。

630 ✓ リスクマネジメントでもっとも重要なステップは定期的な有効性評価です。リスクマネジメント体制を定め
631 られた手順で運用しても望ましい結果が得られないのであれば、リスクマネジメント体制に問題が生じてい
632 る可能性があり、そのまま放置すればリスクマネジメントの実効性は失われます。この状態を是正するた
633 めの点検プロセスが有効性評価です。有効性評価でリスクマネジメント体制に重大な欠陥や脆弱性が発見され
634 た場合、それらを早急に矯正して、当初の機能を回復しなければなりません。なお、リスクマネジメントの
635 有効性評価を実施する前提として、特定するリスクの定期的な見直しも必要です。

636 ✓ たとえば、リスクマネジメント体制を定められた手順通りに運用しているにもかかわらず、正当な理由なし
637 に、環境パフォーマンスが経年的に改善されないような場合は、そのリスクマネジメント体制に有効性があ
638 るか否かを早急に評価すべきです。形骸化したリスクマネジメントでは長期的な持続的成長を望めません。

図表 リスクマネジメント・プロセス



639 ✓ BCP（事業継続計画）や BCM（事業継続マネジメント）もリスクマネジメントに含まれますが、それらは
640 必ずしも重要な環境課題に関連するリスクを扱うとは限りません。そのため、環境報告ガイドライン 2018
641 年版に従ってリスクマネジメント情報を開示する場合、BCP や BCM の説明だけでは十分でない場合があ
642 ります。

643 ✓ リスクマネジメントは、リスクの特定・評価・対応に関する行動体系として PDCA サイクルを構成してお
644 り、環境デューディリジェンス¹⁰の中心的なステップを担っています。また、その方法に関して参考にでき
645 るガイドライン等には、ISO31000¹¹や COSO-ERM¹²があります。

646 リスクマネジメント情報の必要性

647 ✓ 環境報告は事業者による環境マネジメントの実態をステークホルダーに報告する行為ですが、持続可能な社
648 会への移行が進むにつれて、リスクマネジメントは環境マネジメントの重要なステップになりつつあり、そ
649 の状況に関する情報開示も環境報告の役割に含まれるようになっていきます。

650 ✓ そのため、環境報告を行う事業者がリスクマネジメントを実施しているのであれば、リスクマネジメントの
651 仕組み・手順と有効性評価に関する情報は、必ず開示が求められることになります。

652 ✓ また、近年、企業に環境デューディリジェンスを義務付けようとする動きが国際的に広がっており、取引関
653 係を通じて、環境デューディリジェンスを義務付けられた海外企業のサプライチェーンに組み入れられるケ
654 ースでは、たとえ規模の小さい事業者であっても、リスクマネジメント体制の構築・運用を取引条件に含め
655 られることがあります。その傾向は近年次第に強くなってきており、リスクマネジメント情報の開示は取引
656 を円滑に進める上での必要な取組になりつつあります。

657 ✓ TCFD 提言¹³でもリスクマネジメント情報の開示が求められています。

658 報告事項

659 (1) リスクの特定、評価および対応方法

660 ✓ リスクの特定、評価および対応方法では、事業者が重要な環境課題に関連するリスクをどのように特定、評
661 価し、そのリスクに対してどのように対応しているかを説明します。その際、リスクマネジメントの有効性
662 評価をどのように行っているかについても説明することが望まれます。

¹⁰ 事業活動が重大な環境課題を引き起こすリスクを回避・緩和する日常的・継続的な PDCA 管理の仕組み。

¹¹ 2009 年に第 1 版が発行されたリスクマネジメントの国際規格。現在は第 2 版（ISO31000：2018）。

¹² 2004 年に米国 COSO（The Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission）が策定した全社的リスクマネジメントの行動枠組み。現在は改訂版（2017 年公表）。

¹³ TCFD（G20 の要請を受けて金融安定理事会（FSB）が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース）が 2017 年 6 に公表した最終報告書の提言。財務報告において気候関連情報を開示する場合の枠組みを提供しています。

663 【特定プロセス】

664 ✓ リスクの特定プロセスでは、事業者の営業活動や提供する製品・サービスに関連する直接的なリスクだけで
665 なく、サプライチェーンでの取引関係から間接的に生じるリスクや製品の目的外使用による環境汚染も視野
666 に入れて、事業のバリューチェーン全体を点検範囲に含めなければなりません。

667 ✓ また、リスクは既に存在するものだけでなく、現在の事業活動が原因となって将来的に発現するものもある
668 ため、現在だけでなく、短・中・長期の将来期間も点検対象に設定して、それぞれの期間で重大なリスクの
669 有無を点検します。

670 【評価プロセス】

671 ✓ 特定したリスクを評価するプロセスでは、リスクを分析して、発生確率（発生の頻度）と重大性（影響の深
672 刻さ）をできる限り定量的に見積もり、短・中・長期の期間別に取り組むべき優先順位を決定します。

673 【対応プロセス】

674 ✓ リスクへの対応プロセスでは、特定・評価されたリスクを回避、軽減、共有、転嫁するために、もつとも有
675 効な方法を検討します。この場合、共有とは他の事業者等と協働してリスクを分散する行為であり、転嫁は
676 リスクが顕在化した時の想定される損失に保険をかける等の補填行為を指しています。また、リスクの発生
677 確率が著しく低い場合や重大性がそれほど高くない場合は、リスクを受容して何もしないことも選択肢の1
678 つです。

679 【有効性評価プロセス】

680 ✓ リスクマネジメントの最終的な責任は取締役会に帰属します。そのため、リスクマネジメントの有効性評価
681 は取締役会の業務です。

682 ✓ 有効性評価の方法を説明する際は、有効性を評価するのに必要な情報の入手方法、有効性の判断手順、有効
683 性に問題があると判断された場合の矯正手順、矯正結果に言及することが望まれます。

684 開示例 A

- ・リスクマネジメントは CSR 委員会の所管であり、そこで定期的に重要な環境課題に関連するリスクの特定・評価を実施して、対応策を決定しています。
- ・サプライチェーンのリスクに関しては、1 次サプライヤーの状況調査が進行中で、今後さらに調査範囲を拡大する予定です。
- ・リスクマネジメントの有効性評価は取締役会の責任で毎年実施しています。

1. リスクマネジメントの方法

(1) リスクの特定

CSR 委員会ではリスクマネジメント委員会を設置して、環境、CSR、調達、製品開発、営業、リスクマネジメント等の関係部門責任者により、半期に 1 回、重要な環境課題に関連するリスクの特定作業を行っています。各関係部門では、日常的な業務で発見されたリスクを逐次リストアップしており、それを業務別、バリューチェーンのステップ別に整理して、特定作業の原データとしています。

(2) リスクの評価

次に、特定されたリスクを分析して、発生確率と重大な環境課題への影響度を可能な限り定量的に評価します。定量的な評価が困難なリスクについては、関係部門責任者による協議で他のリスクとの相対的な位置関係を決定し、それらを含むすべてのリスクについて、短・中・長期のタイムフレーム別に、対応すべき優先順位付けを行っています。

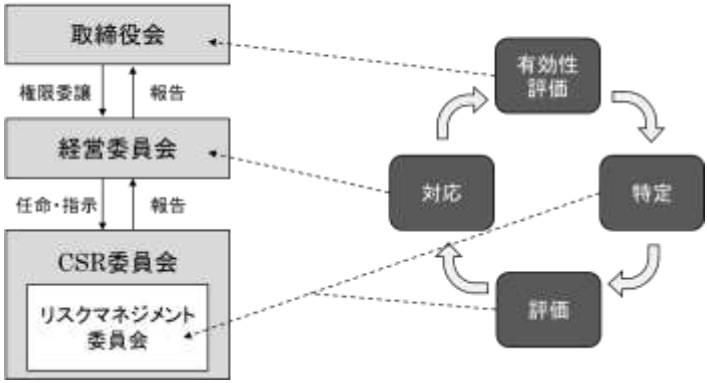
(3) リスクへの対応

まず、優先順位が高く、短期的に取り組むべきリスクについて、対応策を決定しています。リスクの性質に応じて、回避、軽減、転嫁、受容等の手段を適宜使い分けています。その後、中長期のリスクも同様に処理しています。

(4) リスクマネジメントの有効性評価

リスクマネジメントの最終的な責任は取締役会にありますので、CSR 委員会でのリスクマネジメント・アプローチは経営委員会経由で取締役会に報告され、承認を受けています。取締役会では、重要な環境課題のマネジメントに関する実績評価指標の分析を通じて、リスクマネジメントの有効性評価を行っており、有効性に欠陥や脆弱性が発見された場合は、CSR 委員会との協議により、リスクマネジメントの方法を見直しています。

リスクマネジメントの仕組み



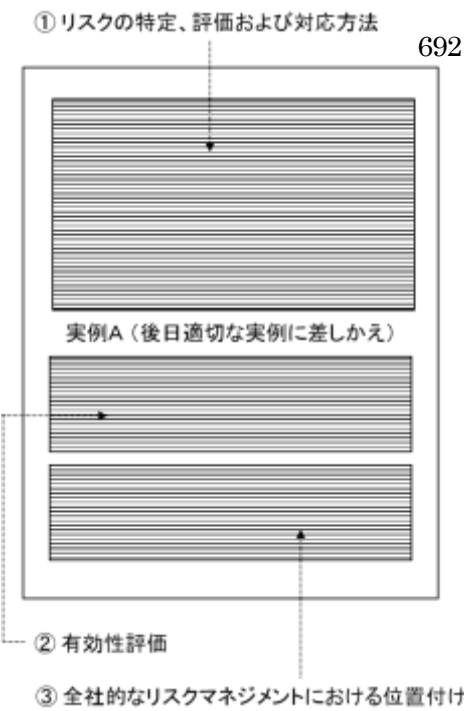
686 (2) 上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置付け

- 687 ✓ 全社的なリスクマネジメントにおける位置付けでは、重要な環境課題に関連するリスクの特定、評価及び対
688 応方法が全社的なリスクマネジメントの中にどのように組み込まれているかを説明します。

689 開示例

・重要な環境課題のリスクマネジメントは、社長が委員長を務めるリスクマネジメント委員会の所管ですが、取締役会が実行責任を負う全社的なリスクマネジメントの一環として構成されており、リスクマネジメント委員会からは取締役会に定期的に報告して、その監督を受けています。

690
691 先進的な実例 A 先進的な実例 B・C



693 (5) ビジネスモデル

694 ビジネスモデルの意義

695 ✓ ビジネスモデルとは、事業者が、独自の差別化要因を事業上の競争力にして、長期間にわたって製品やサー
696 ビスの販売から持続的に価値創造し、それを保持する全体的な仕組みのことを指しています。

697 ✓ それは、事業者が、どのような事業活動を、どのような目的で、どのように行い、そこからどんな成果を得
698 ているのかという、事業の全体像を示す情報であり、それを簡潔に図式化したものがビジネスモデルです。

699 ✓ ビジネスモデルがどのようなものかについては、これまで様々な実務や考え方¹⁴がありました。しかし、近
700 年は、その仕組みを、「投入資源 (inputs)」「事業活動 (business activities)」「産出物 (outputs)」「成果
701 (outcomes)」の一体的なシステムとして表現する¹⁵ことが多くなっています。このシステムは、事業を営
702 むために事業者が採用した一連の行動体系であり、事業者が固有の事業活動によって投入資源から産出物を
703 生産し、その財務的な成果が自らの持続的成長を支えると共に、社会的にも一定の成果を産み出す、競争的
704 な仕組みとして理解されています。

705 ✓ 英国では、2013 年から上場会社に対してビジネスモデルの開示を義務付けており、EU 全体でも、2017 年
706 から上場会社に同様の義務を課しています。また、国際統合報告理事会 (IIRC) の国際統合報告フレームワ
707 ークでは、ビジネスモデルを統合報告の基本的な 8 構成要素 (content elements) に含めています。

708 ビジネスモデル情報の必要性

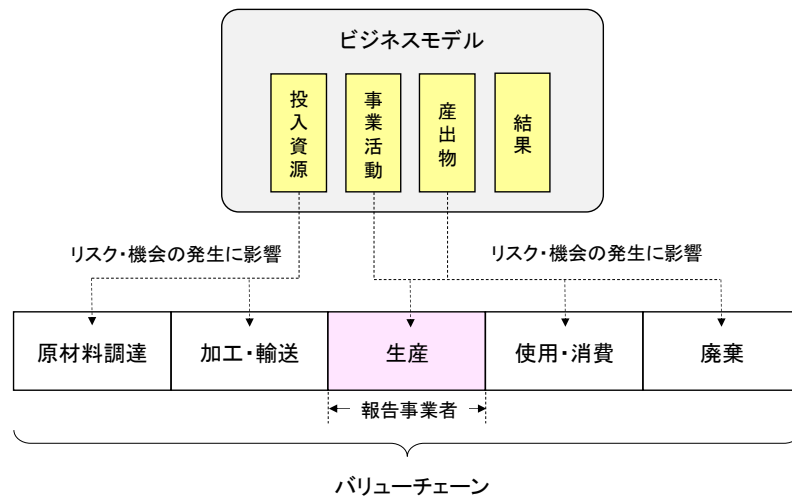
709 ✓ 環境報告にビジネスモデル情報が必要な理由は、事業者とステークホルダーの双方にとって、重要な環境課
710 題に付帯するリスクや機会の所在を把握・理解する上で、有力な支援情報となるからです。

711 ✓ 環境報告は、事業者が持続可能な社会へ適応する中で重要な環境課題にどう対応するのかをステークホル
712 ダーに伝えるのが役割ですが、そこにはビジネスモデルが密接に関係しています。ビジネスモデルが描写
713 する事業者の価値創造プロセスには固有のリスクがあり、それが重要な環境課題の発生に関連する場合は
714 少なくありません。

¹⁴ Financial Reporting Council, Business model reporting, October 2016, p.20.

¹⁵ International Integrated Reporting Council, Business model: Background paper for <IR>, March 2013.

図表2 ビジネスモデル固有のリスク・機会



715 ✓ たとえば、化石燃料をエネルギー源とする事業活動が主体であるビジネスモデルでは、持続可能な社会への
 716 移行につれて化石燃料の利用が制約を受けるようになり、そのままでは円滑に事業活動を進められなくなる
 717 おそれがあります。このようなビジネスモデルには持続可能な社会での持続性がありません。また、原材料
 718 生産に大量のエネルギーを必要とするか、または希少な生態系サービスを利用するなど、環境負荷の重い資
 719 源に依存するビジネスモデルの場合は、それがビジネスモデル固有のリスクとなって、バリューチェーン上
 720 流（川上）で重要な環境課題に直面する確率を高くします。

721 ✓ もちろん、収益力のある環境配慮製品のラインナップが豊富であったり、バリューチェーン全体で重要な環
 722 境課題が発生するリスクの低いビジネスモデルの場合は、持続可能な社会への移行によって新たな収益機会
 723 がもたらされることも多いと考えられます。

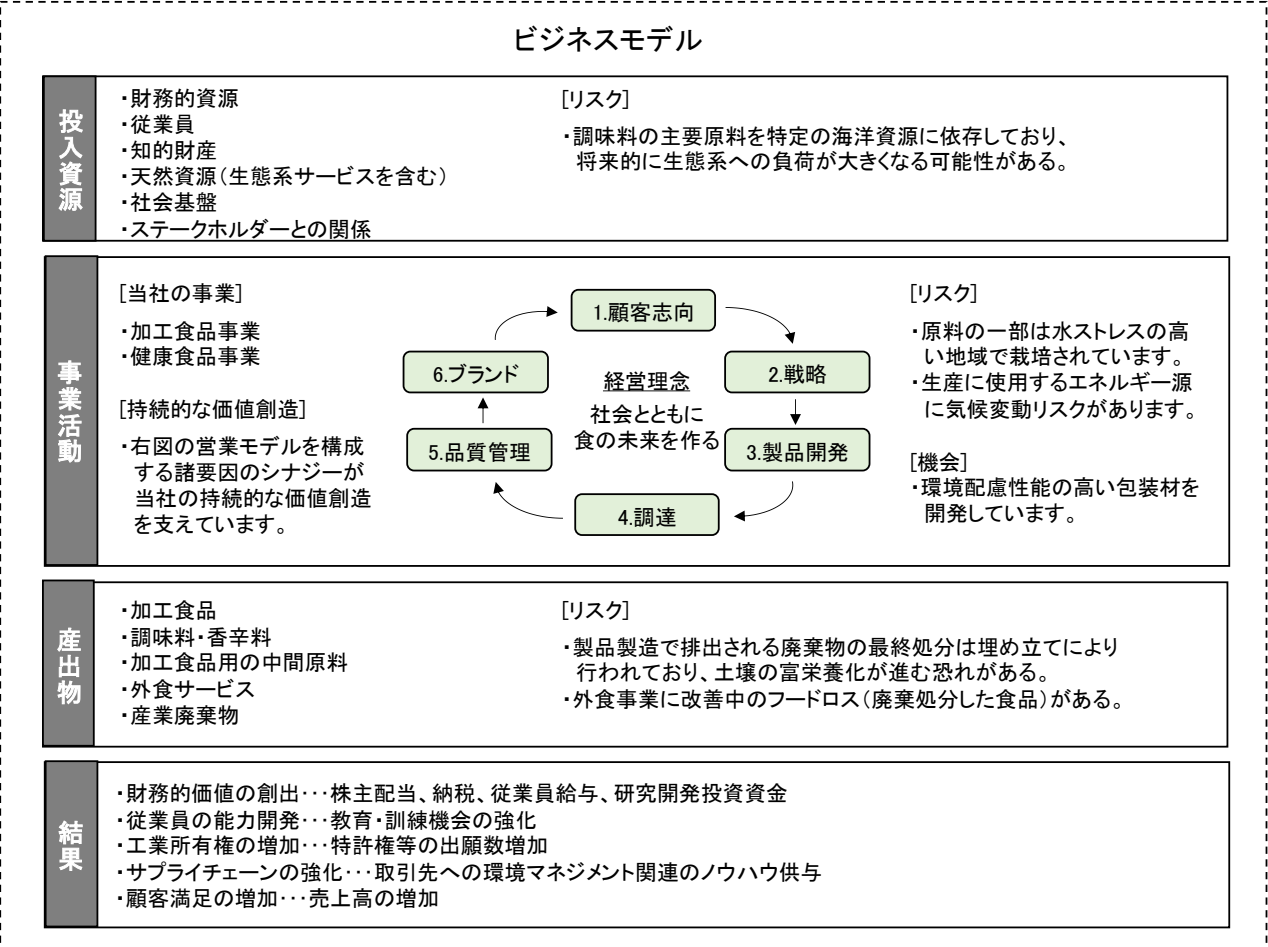
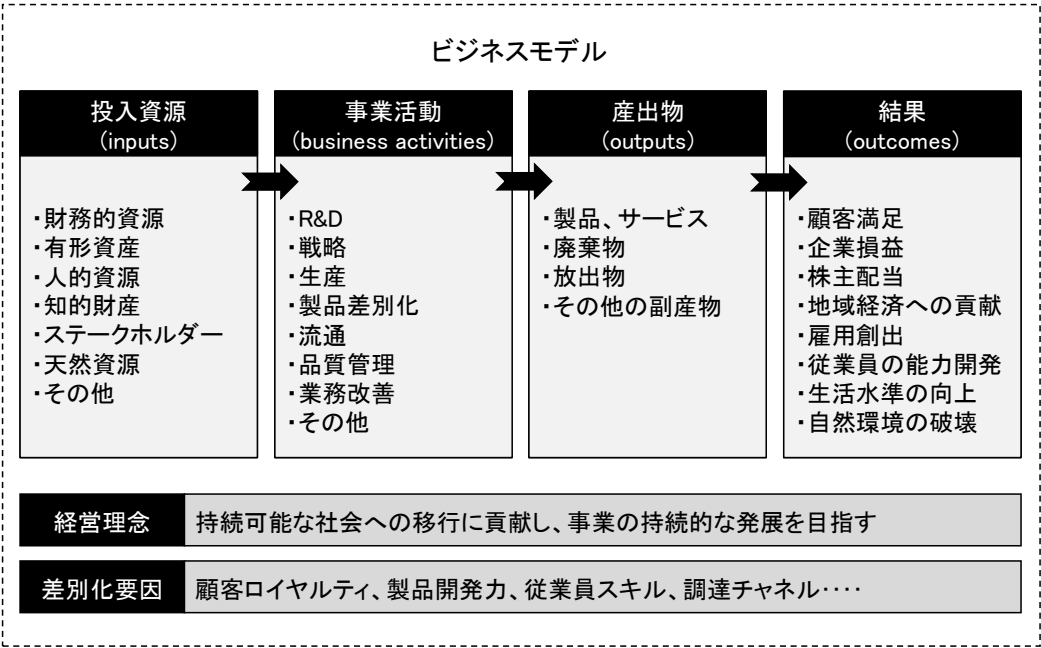
724 ✓ また、ビジネスモデルは価値創造プロセスに固有のリスクをバリューチェーン全体で識別することを容易に
 725 するので、事業者にとっては重要な環境課題の特定が適切に行われたことを客観的に示す根拠として、また、
 726 ステークホルダーにとっては重要な環境課題の特定結果を正しく評価するための有効なツールとして、それ
 727 ぞれ環境報告の有用性を高めるのに貢献します。

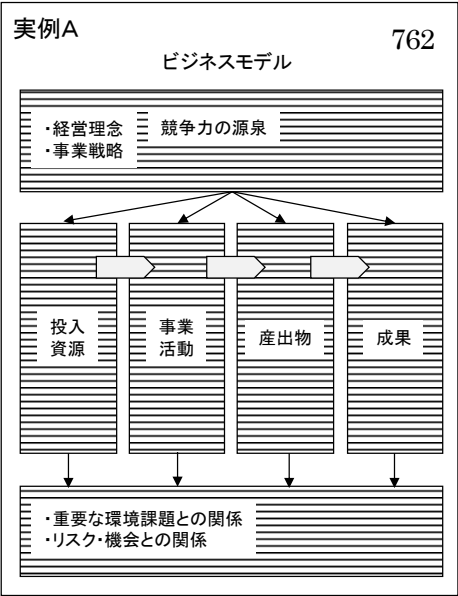
728 報告事項

729 ① 事業者のビジネスモデル

730 ✓ ビジネスモデルの報告にあたっては、ビジネスモデルを 1) 投入資源、2) 事業活動、3) 産出物、4) 成果の
 731 各要素から構成し、それらが短・中・長期のいずれの期間においても有効に機能する価値創造システムとし
 732 て統合的に一体化していること、さらに、持続的に価値を産み出すメカニズムになっていることを説明しま
 733 す（それらの詳細は解説書を参照して下さい）。その際に図式化するなどの視覚的にわかりやすい方法で説
 734 明することが重要です。

- 735 ✓ 事業者がビジネスモデルの異なる複数の事業を営んでおり、その全体についてビジネスモデルを作成するの
736 が困難な場合は、それらの中から主な事業または製品・サービスをひとつ選び、そのビジネスモデルを説明
737 します。
- 738 ✓ 各構成要素を説明する際の留意点は次の通りです。
- 739 ・投入資源…財務的資源、人的資源、天然資源、有形資産、無形資産（ブランド、技術、ノウハウ等）、社
740 会基盤、社会（サプライヤー、株主、顧客、その他のステークホルダー）との関係などが含まれます。と
741 くは特定の投入資源に依存するビジネスモデルの場合は、その旨と依存の程度（可能な限り定量的に）に
742 ついても言及します。また、投入資源に関連して発生する重要な環境課題やリスク・機会がある場合は、
743 その旨を併記します。
- 744 ・事業活動…投入資源を産出物に変換する活動であり、事業戦略、経営計画、製品開発、資材調達、マーケ
745 ティング、販売、アフターサービス等の各プロセスによって財務的収益を産み出す構造を説明します。事
746 業者がバリューチェーンや市場の中で担う役割を説明すると共に、販売する製品・サービスを市場の中で
747 差別化する特殊な要因がある場合は、その要因と差別化のメカニズムについても説明します。事業活動に
748 関連して発生する重要な環境課題やリスク・機会がある場合は、その旨を併記します。
- 749 ・産出物…事業活動によって生産された主な製品・サービスについて説明します。事業活動から排出された
750 廃棄物や空中・土壌・水系への排出物等の副産物がある場合は、それらも産出物に含めます。
- 751 ・結果…事業活動と産出物が事業者とステークホルダー・社会に及ぼす有形・無形の影響について説明しま
752 す。とくに、産出物に含まれる廃棄物や排出物等の副産物の処理だけでなく、製品・サービスの使用・廃
753 棄から重要な環境課題が発生したり、リスク・機会がもたらされる場合には、その旨と環境への影響度（可
754 能な限り定量的に）について説明することが重要です。SDGs への貢献（SDGs の目標・ターゲットを達
755 成する事業者の取組）もここに含まれます。
- 756 ✓ ビジネスモデルを説明する際に、他の報告事項、たとえば戦略、バリューチェーンマネジメント、ステーク
757 ホルダーエンゲージメントの状況、事業者の重要な環境課題との関連性が重要な場合には、その旨も記述し
758 ます。





763 (6) バリューチェーンマネジメント

764

765 バリューチェーンマネジメントの意義

766 ✓ 環境報告ガイドラインが環境報告の記載事項とするバリューチェーンマネジメントは、環境報告を行う事業
767 者が、製品・サービスのバリューチェーン全体で重要な環境課題と付帯するリスクを識別し、それらに対応
768 して環境負荷を削減・低減するため行う諸活動を意味しています。また、環境配慮製品・サービスの供給を
769 通じて、バリューチェーン下流（川下）で環境負荷を削減・低減し、同時に事業者にとっては収益機会を産
770 み出す活動も、このバリューチェーンマネジメントに含めます（バリューチェーンとバリューチェーンマネ
771 ジメントの詳細については解説書を参照して下さい）。

772 ✓ バリューチェーン全体で重要な環境課題に対応する理由は、重要な環境課題が、事業活動の直接的・間接的
773 な環境への影響の中から、事業者が自らの判断に基づいて、重要性の高い課題を特定するものだからです。
774 そこには事業活動の間接的な影響、つまり事業者の取引関係を通じてバリューチェーンの川上または川下で
775 発生する環境課題まで含まれることになります。しかし、従来型の環境マネジメントは、主として事業者の
776 自社グループを中心に運用されるため、重要な環境課題の発生場所が事業者の自社グループを越えてバリュ
777 ーチェーン全体に拡散する状況では、環境マネジメントの適用範囲もバリューチェーン全体に拡大しなけれ
778 ばなりません。この適用範囲を拡大するために行われる様々な取組がバリューチェーンマネジメントです。

779 ✓ バリューチェーンマネジメントとして一般的な実務は、川上向けのグリーン調達と川下向けの環境配慮製
780 品・サービスの供給ですが、それ以外にもサプライヤーと協働で構築・運用する環境マネジメント体制（川
781 上）、販売業者への指示や適切かつ低コストで実施し得る最終処分技術開発への支援等（川下）、製品・サー
782 ビスの使用・消費段階における環境負荷を削減するための消費者向け広報活動（川下）など、様々な取組が
783 開発されています。

784 ✓ グリーン調達には、環境配慮等に積極的に取り組んでいるサプライヤーから優先的に調達する場合と、とく
785 にサプライヤーは限定しないが、環境負荷の少ない製品・サービスを選別して調達する場合があります。

786 バリューチェーンマネジメント情報の必要性

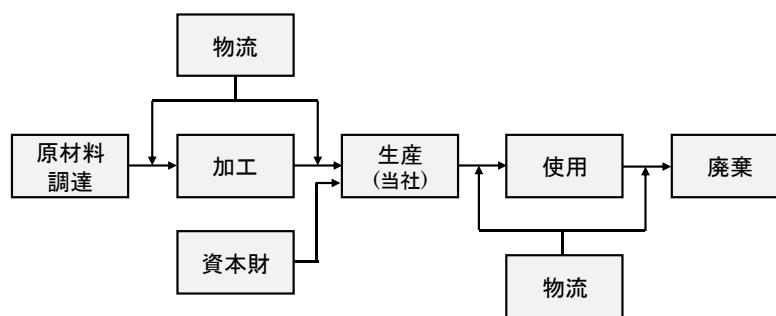
787 ✓ バリューチェーンを製品・サービスに付加価値を付与する諸活動の連鎖として見れば、バリューチェーンは、
788 事業者の生産活動以外に、原材料調達、加工、物流等を含む川上での活動と、得意先における販売・サービ
789 スや最終消費者による使用・消費といった川下での活動から構成されることになります。川上、川下のいず
790 れにおいても、それぞれの活動はエネルギー・資源を消費し、放出物や廃棄物等を排出して、潜在的な環境
791 負荷の発生源になっています。また、事業者が採用するビジネスモデルの種類によっては、バリューチェー
792 ン全体にわたってさらに多くの環境負荷を与え、重要な環境課題の発生を促すことも少なくありません。も
793 ちろん、環境負荷が相対的に少ないか、環境負荷の削減に貢献するビジネスモデルの場合は、事業者に収益
794 機会をもたらすことがあります。

795 ✓ バリューチェーンは製品・サービスに付加価値を付加する経済主体（組織・個人）の連鎖として見ることも

796 できます。その場合、バリューチェーンは、事業者以外に、川上のサプライヤー（原材料生産者、物流サー
797 ビス提供者、加工業者等）と川下の販売業者や最終消費者等から構成されますが、これらの経済主体はい
798 ずれも生産活動や消費活動を営んでおり、やはり環境負荷の発生と深く関わっています。

799 ✓ こうした事業者の自社グループを越えたバリューチェーンで発生する重要な環境課題と付帯するリスク・機
800 会は、バリューチェーンが膨大な活動や経済主体の連鎖で構成される複雑なネットワークであるために、そ
801 れらを識別することが著しく困難になっているという問題を抱えています。識別できない環境課題やリス
802 ク・機会は適切にコントロールすることができないので、バリューチェーン川上・川下での環境負荷が事業
803 者の自社グループで発生する環境負荷よりも大きくなってしまいうケースは少なくありません。たとえば、温
804 室効果ガスのスコープ 3 排出量がスコープ 1 排出量とスコープ 2 排出量の合計よりも著しく大きくなるよ
805 うなケースです。

図表 バリューチェーンのネットワーク



806 ✓ このようなバリューチェーンの特性を踏まえると、バリューチェーンマネジメント情報は膨大で複雑なネッ
807 トワークの透明性を向上させて、識別できなかった（つまり、見えなかった）重要な環境課題やリスク・機
808 会をあぶり出し、そこで何が起これ、それに対して事業者がどのように対応しているのかを正しく理解する
809 上で、きわめて有効な手段になることがわかります。事業者にとっては、重要な環境課題についての環境マ
810 ネジメントがバリューチェーン全体で適切に行われていることを点検する手段として、また、ステークホル
811 ダーにとっては、環境報告で伝えられる情報の信頼性を向上させる手段として、バリューチェーンマネジメ
812 ント情報は環境報告に不可欠な情報要素になっています（バリューチェーンマネジメント情報の必要性につ
813 いての詳細は解説書を参照して下さい）。

814 ✓ 環境報告ガイドラインでは、バリューチェーンマネジメント情報として、事業者の構築したバリューチャー
815 ンマネジメント体制の運用状況についての説明を求めており、そのために3種類の情報を報告事項に指定し
816 ています。それらは、「バリューチェーンの概要」「グリーン調達の方針、目標・実績」「環境配慮製品・サー
817 ビスの状況」です。

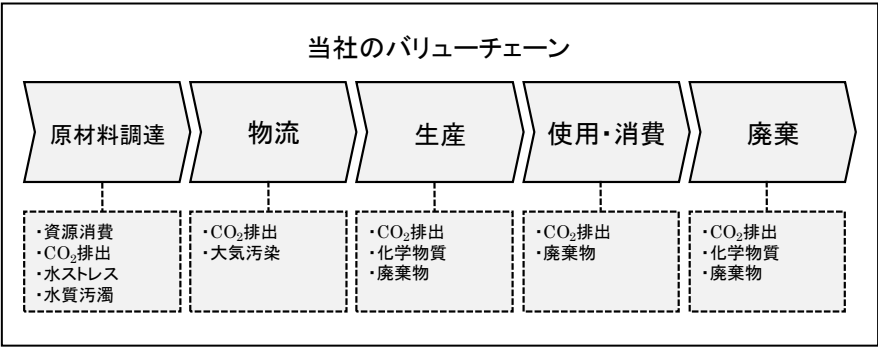
818 ✓ バリューチェーンの概要は、環境報告の読者がバリューチェーン全体を見渡して事業の流れを理解するのを
819 助け、バリューチェーン川上での中心的な取組であるグリーン調達に関する情報と川下に向けた取組である
820 環境配慮製品・サービスの状況は、事業者がバリューチェーンの川上と川下でバリューチェーンマネジメン
821 ト体制をどのように構築・運用しているのかを伝えるのに役立ちます。

822 報告事項

823 ① バリューチェーンの概要

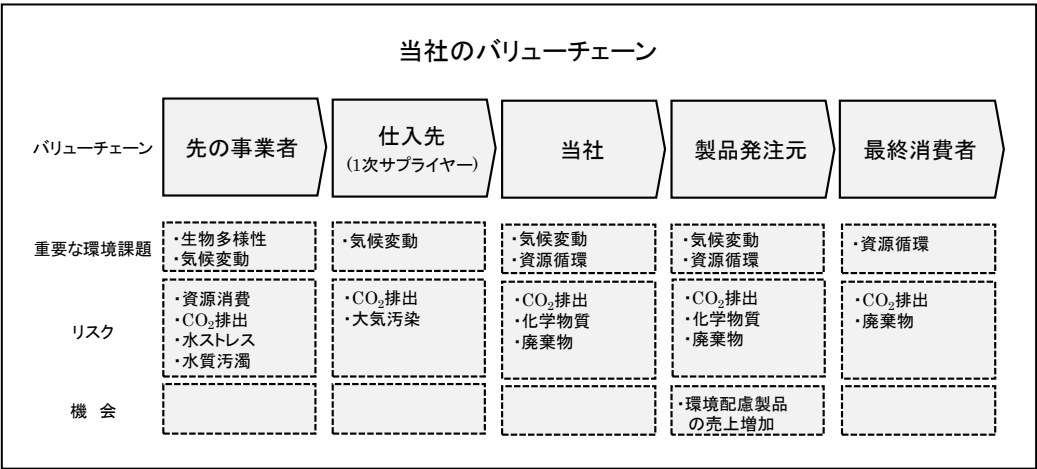
- 824 ✓ バリューチェーンの概要を伝える上で、バリューチェーンマップの作成が有効です。もちろん、記述的にバ
825 リューチェーンを説明することも可能ですが、膨大で複雑なネットワークから構成されるバリューチェーン
826 の全体像を明らかにするためには、バリューチェーンマップのような視覚的な情報の方が読者に直感的な理
827 解を促す点で優れています。バリューチェーンマップを作成する際は、バリューチェーンを活動別または経
828 済主体別に構成して図示します。
- 829 ✓ 複数のバリューチェーンを有する事業者で、それらすべてについての説明が困難な場合は、生産する製品・
830 サービスから主なものをひとつ選び、そのバリューチェーンについて説明します。同じ製品・サービスであ
831 っても、季節や経済状況によってバリューチェーンが変化するような場合は、年間を通してもっとも頻繁に
832 使われるバリューチェーンについて説明します。多様な業種から構成される複数の納入先があるような製
833 品・サービスの場合は、最大の納入先のバリューチェーンについて説明します。
- 834 ✓ バリューチェーンマップには、重要な環境課題、付帯するリスク・機会、重要な環境課題への対応に関する
835 取組内容等を、バリューチェーンの段階別に付記します。
- 836 ✓ バリューチェーンマップを作成せずに、記述的な説明方法を採用する場合は、バリューチェーンの各段階と
837 重要な環境課題や付帯するリスク・機会の発生場所が明確になるように説明します。

838 開示例 A（活動別のバリューチェーンマップ）



839

840 開示例 B（経済主体別のバリューチェーンマップ）



841 ② グリーン調達の方針、目標・実績

- 842 ✓ グリーン調達の方針、目標・実績について具体的に説明します（グリーン調達の詳細については解説書を参
843 照してください）。グリーン調達が CSR 調達の一環として実施されている場合は、その CSR 調達、グリーン
844 購入もグリーン調達に含めます。
- 845 ✓ グリーン調達の方針では、適用するサプライヤーの範囲（1 次サプライヤーまでとか、そこから先まで含む
846 場合はその範囲を具体的に）、グリーン調達の対象物品・サービスの範囲（全調達額に占める割合など）、グ
847 リーン調達の履行状況を点検する手段（サプライヤーの監査、サプライヤーへの質問票など）、グリーン調
848 達の適用範囲拡大に関する将来計画等によって、グリーン調達の運用状況を具体的に説明します。
- 849 ✓ バリューチェーン川下（得意先）から、グリーン調達方針の遵守や遵守状況に関する情報提供を求められて
850 いる場合は、それらへの対応方針や対応状況についても、グリーン調達の方針として説明します。
- 851 ✓ 目標・実績では、グリーン調達を推進するために設定された評価指標による目標（たとえば、適用するサブ
852 ライヤーの範囲、対象物品・サービスの範囲、監査を実施するサプライヤーの範囲、質問票を送達するサブ
853 ライヤーの範囲など）と実績（目標の達成状況）について説明します。この評価指標は必ずしも定量的であ
854 る必要はありません。
- 855 ✓ とくに目標を設定しない場合は、グリーン調達の方針がどのように達成されたかを具体的に示して、グリーン
856 調達の運用実績を説明します。

857 開示例 A（環境配慮等に積極的に取り組んでいるサプライヤーから優先的に調達するケース）

- ・当社は 1 次サプライヤーから仕入れる原材料とオフィス製品のすべてを CSR 調達の対象としており、当社が制定した CSR 調達基準の遵守を契約条件に含めています。なお、2 次サプライヤー以降での CSR 調達基準の遵守は 1 次サプライヤーに確認を求めている、CSR 調達基準の遵守状況については 1 次サプライヤーへの定期的な監査を実施しています。
- ・得意先から紛争鉱物に関連した調達基準の遵守を求められており、適切に対応しています。

858 開示例 B（環境負荷の少ない製品・サービスを選定して調達するケース）

- ・当社では、資材調達にあたり、エコマーク等の表示によって一定の環境配慮性能が明確になっている製品を選別して購入しています。

859 開示例 C（グリーン調達は実施していないが、川上向けに他の取組があるケース）

- ・当社はビジネスパートナーと連携してサプライチェーンでの環境負荷低減に取り組んでおり、定期的な連絡協議会の開催と日常的な情報交換によって、サプライチェーンでの環境マネジメントを強化しています。

860 ③ 環境配慮製品・サービスの状況

- 861 ✓ 環境配慮製品や環境負荷の削減・低減に役立つサービスを提供している場合は、それらの内容（製品・サー
862 ビスの種類、売上高に占める割合など）について具体的に説明します（環境配慮製品・サービスの詳細につ
863 いては解説書を参照してください）。
- 864 ✓ 環境配慮製品・サービスによる削減貢献量（環境配慮製品・サービスの利用段階における環境負荷の削減量）
865 を算定している場合には、その算定結果と併せて、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的
866 に記述します。
- 867 ✓ バリューチェーン全体を点検して、特定の環境負荷を削減・低減する効果があっても、その代わりに他の環
868 境負荷を増大させるような製品・サービスは、環境配慮製品・サービスに該当しません。また、環境配慮製
869 品・サービスであっても、バリューチェーンのどこかで人権侵害のような何らかの社会的課題を生じさせる
870 ものは、その旨を明記する場合を除き、環境配慮製品・サービスに含めることは望ましくありません。

871 開示例 A（環境配慮製品・サービスを供給している場合）

・当社は、環境配慮製品の認定基準を策定して、省資源化、減量化、低炭素化に優れた製品を開発・供給しています。なお、環境配慮製品の売上高構成比を 2025 年に 60%まで増強することを目標にしています。

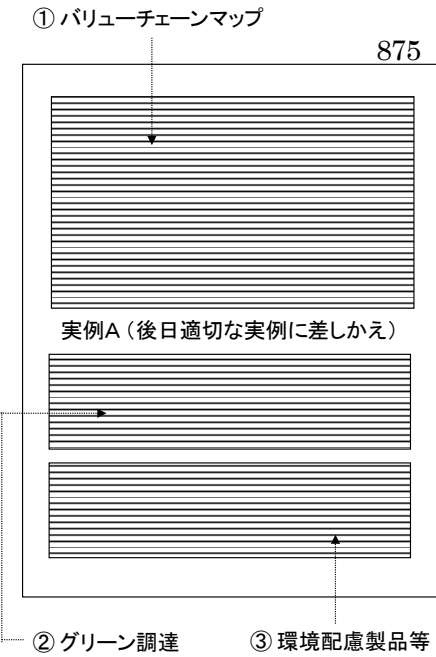
・製品 A の低炭素化設計による温室効果ガス削減貢献量は、昨年度実績で〇〇 tCO₂ であり、算定にあたっては業界が定めた算定ガイドラインを適用しています。

872 開示例 B（環境配慮製品・サービスは供給していないが、川下向けに他の取組がある場合）

・当社製品は包装材に環境に配慮した使用法を例示しており、お客様からもアイデアを募集するキャンペーンを定期的に実施しています。

873 先進的な事例 A

874 先進的な事例 B・C



876 (7) 長期ビジョン

877 ✓ 持続可能な社会の実現に向けて、社会環境が次第に変化する中で、事業者が持続的に発展しようとするれば、
878 持続可能な社会に適合的なビジネスモデルの確立が必要です。重要な環境課題への対応は、この長期間にわたる、
879 ダイナミックな環境変化の過程で行われるため、事業者は、長期ビジョンで将来的に「ありたい姿」を示し、それを
880 基点にして取組の適切性を評価するとともに、その方向性についてステークホルダーの理解を得ます。
881

882 長期ビジョンの意義

883 ✓ 長期ビジョンとは、事業者が組織全体で共有する事業者の将来像（ありたい姿）であり、重要な環境課題に関する
884 取組の基本的な方向性を示す指針となるものです。

885 ✓ 長期ビジョンで明示した事業者の将来的な「ありたい姿」を目標にして、そこへ至る道程の中に、組織的には各事業部門や
886 個々の従業員が現在果たすべき役割または行うべき活動を位置付け、時間的にはその目標点に向かって中期計画等に盛り込むべき
887 中間的・段階的な目標を設定します。こうして組織全体で活動を積み上げて長期的に「ありたい姿」の実現を目指します。
888

図表 長期ビジョンの達成プロセス



889 ✓ 長期ビジョンには、事業者の重要な環境課題ごとに、テーマ別の「ありたい姿」を設定することが可能です。
890 たとえば、長期ビジョンが「持続可能な社会における持続的発展」である場合、気候変動に関しては「バリューチェーン全体での脱炭素化」、廃棄物に関しては「グループ全体でのゼロエミッション化」のように、
891 テーマ別に将来像を設定するケースです。このような場合は、基本となる長期ビジョンとテーマ別の長期ビジョンが
892 整合的でなければならず、相互に関連付けられていることが重要です。
893

894 ✓ 長期ビジョンの設定期間は、専ら事業者が業種、業態、事業規模等を勘案して決定しますが、その性格上、
895 少なくとも10年間は展望できることが望ましく、可能な限り2030年から2050年までの期間を展望できるように
896 設定することが望まれます。

897 ✓ 2030 年や 2050 年を設定期間とした将来像が必要になる場合があります。たとえば、パリ協定の履行に向け
898 た日本の約束草案では、温室効果ガスの削減目標を、2030 年度に 2013 年度比で 26%減と定めていますが、
899 事業者の削減目標も約束草案に連動させることによって、2030 年までを気候変動に関する長期ビジョンの
900 設定期間とするような場合です。

901 ✓ 長期ビジョンには必ずしも具体的な目標や定量的な目標が組み込まれている必要はありません。抽象的なイ
902 メージや定性的な目標であっても、事業者が組織全体で共有できるものであり、そこへ到達するために何を
903 すればいいのかを容易に理解できるものであれば、長期ビジョンとして問題ありません。

904 ✓ 長期ビジョンに定量的な目標が組み込まれている場合は、その設定期間に適度な中間目標を配置し、長期ビ
905 ジョンへの到達状況を理解しやすくする工夫が望まれます。

906 ✓ また、社会の変化に応じて、長期ビジョンや中間目標は定期的な見直しが必要です。

907 長期ビジョン情報の必要性

908 ✓ 長期ビジョンは事業者の重要な環境課題に関する取組の基本的な方向性を示す指針なので、その情報が欠落
909 すると、事業者が持続可能な社会への移行プロセスにおいて、どの方向に進もうとしているのかを伝えられ
910 なくなり、環境報告の有用性は著しく損なわれます。

911 ✓ また、長期ビジョンは、経営責任者のコミットメント、ビジネスモデル、戦略、重要な環境課題の取組内容
912 等の妥当性を評価する上での基点となるので、長期ビジョン情報が提供されないと、環境報告の利用者はそ
913 れらの妥当性を判断することが困難になります。

914 報告事項

915 (1) 長期ビジョン

916 ✓ 事業者が設定した長期ビジョンを記述します。

917 ✓ テーマ別の長期ビジョンが設定されている場合は、基本的な長期ビジョンとテーマ別の長期ビジョンを相互
918 に参照できるように説明し、それらの関係についても言及します。

919 ✓ 長期ビジョンの設定期間に中間目標が配置されている場合は、図示などの視覚的な方法等により、長期ビジ
920 ョンと中間目標の関係がわかるように説明します。

921 開示例

- ・当社の長期ビジョンは、20年後の20XX年までに「持続可能な社会に適応しつつ、自らも持続的な成長を遂げられる企業」を目指すことであり、温室効果ガスの基準年度比30%減を目標に組み込んでいます。
- ・長期ビジョンの実現に向けて、持続可能な社会に適合するビジネスモデルへの転換も遂行します。
- ・温室効果ガスの削減目標は、バックカスティングの手法で、長期ビジョンの設定期間における中期CSR計画（期間4年）に反映されており、各中期CSR計画の最終年度に中間目標が設定されています。

図表 長期ビジョンの目標と中期CSR計画



922 (2) 長期ビジョンの設定期間

- 923 ✓ 事業者が決定した長期ビジョンの設定期間を記述します。これは、現在からスタートして、長期ビジョンの
924 「ありたい姿」を達成する期限までの期間です。
- 925 ✓ ただし、達成期限そのものを示す方が設定期間をイメージしやすいことがあります。その場合は、設定期間
926 の代わりに達成期限を開示する方法を選択することができます。たとえば、2021年から10年間を長期ビジ
927 ュョンの設定期間する場合に、長期ビジョンの達成期限である2030年を設定期間に代えて開示する方法です。
- 928 ✓ 設定期間と達成期限のどちらを採用するかは、事業者がわかりやすい方を判断して決定します。

929 開示例

長期ビジョンの設定期間は10年で、20XX年を長期ビジョンの達成期限としています。

930 (3) その期間を選択した理由

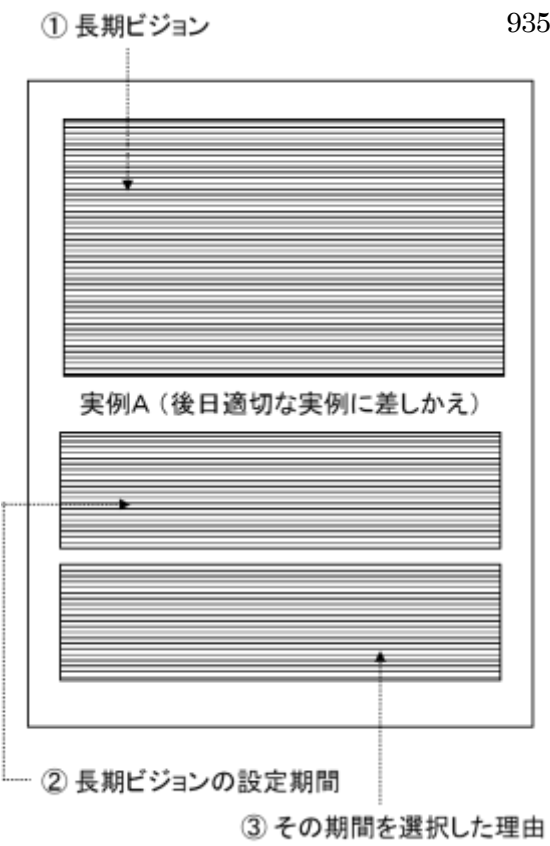
- 931 ✓ 事業者がその期間を長期ビジョンの設定期間として選択した理由を説明します。

932 開示例

当社は長期ビジョンと中期経営計画（1期4年）を連動させており、3期分の中期経営計画を長期ビジョンの設定期間（12年）としています。

933

934 先進的な実例 A・B・C



936 (8) 戦略

937 ✓ 長期ビジョンを実現するためには、長期間にわたり全社的に一貫した方向性で、取組を進めることが不可欠
938 です。環境報告では、その進め方を、事業者が策定する持続可能な社会の実現に向けた事業戦略によって、
939 説明します。

940 戦略の意義

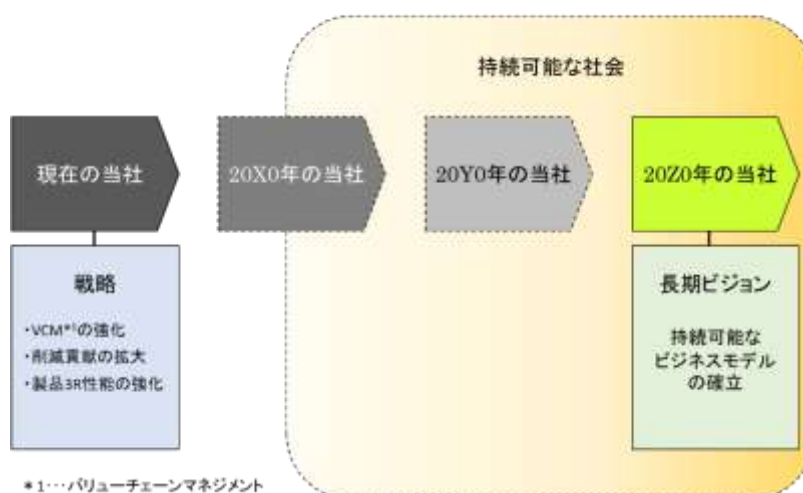
941 ✓ 戦略とは、長期的視点で経営資源を合理的に配分し、組織目的を達成するために策定する、事業者の大局的
942 な方策を意味しています。

943 ✓ 事業者の組織目的は、自らを維持・存続・発展させることなので、戦略とは、広く社会に受け入れられなが
944 ら、長期的に発展を目指すこと、と言い換えてもいいかもしれません。これは一般に経営戦略とか事業戦略
945 と呼ばれているものです。

946 ✓ ただし、環境報告ガイドライン 2018 年版が記載事項に指定している戦略は、長期ビジョンの実現を目指し
947 て策定する、持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略であり、「長期ビジョンの実現」という目的
948 と、事業戦略の実行主体である事業者に、「持続可能な社会への移行プロセスにおいて、その推進に貢献し
949 ながら事業活動を営む者」という前提条件が加えられています。

950 ✓ しかし、現在のように、持続可能な社会への移行が始まり、もう後戻りできない状況では、持続可能な社会
951 が今後の一般的な事業環境になりつつあるため、とくに上記のような前提条件を意識しなくても、「長期ビ
952 ジョンを実現する戦略」とだけ考えておけばよいことになります。

図表 長期ビジョンを実現する戦略



953 ✓ なお、環境報告ガイドライン 2018 年版とは別に、戦略情報の開示を要請する報告指針として、TCFD 提言
954 (リスクマネジメントの注記参照) があります。TCFD 提言の「戦略」では、気候変動に関連するリスク・

955 機会が事業者の事業戦略に与える影響やレジリエンス能力（リスク・機会に対する事業戦略の強靱性・弾力
956 性）の開示を求めており、事業戦略そのものについて記載する環境報告ガイドライン 2018 年版とは、少し
957 意味合いが異なっています。

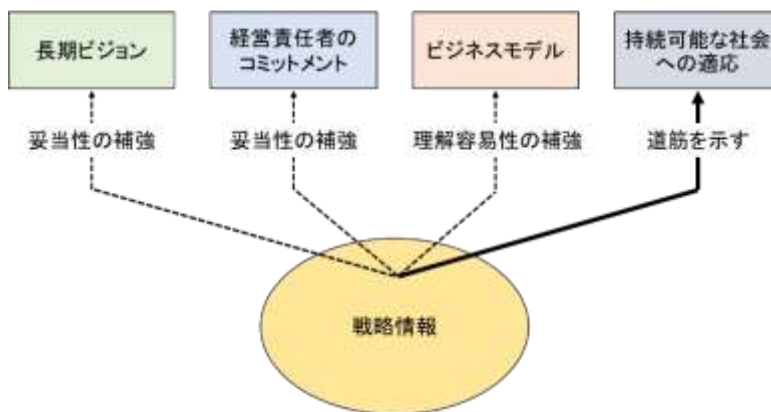
958 ✓ とくに、気候変動に対する戦略のレジリエンス能力を記述する場合は、環境報告ガイドライン 2018 年版で
959 明示的に開示を求めているシナリオ分析が必要になります。そこで、TCFD 提言も考慮した環境報告を行
960 う事業者向けに、環境報告ガイドライン 2018 年版の付属文書として、シナリオ分析に関する解説書が作成
961 されています。

962 **戦略情報の必要性**

963 ✓ 長期ビジョンは、事業者が将来的に「ありたい姿」を提示するものですが、それを実現する方法、つまり戦
964 略に合理性がなければ、絵に描いた餅になってしまいます。合理的で現実味のある戦略は、長期ビジョンの
965 妥当性を補強する重要な情報です。

966 ✓ これは経営責任者のコミットメントにも当てはまります。どんなに立派なコミットメントでも、それを履行
967 する戦略に合理性がなければ、ステークホルダーからの信頼を得ることができません。経営責任者のコミッ
968 トメントが実現可能で適切なものか否かは、戦略情報と関係付けて見れば一目瞭然であり、両者に矛盾がな
969 いことを示す上でも戦略情報は重要です。

図表 戦略情報の必要性



970 ✓ 戦略はビジネスモデルとも関係しています。ビジネスモデルは、事業者が長期間にわたって製品・サービス
971 の販売から持続的に価値創造し、それを保持する全体的な仕組みですが、それを効率的に稼働させて価値創
972 造するには、ビジネスモデルに適した戦略が存在しなければなりません。戦略情報は、ビジネスモデルが価
973 値創造するメカニズムをステークホルダーに理解させる上で必要なのです。

974 ✓ 環境報告で報告する重要な環境課題への取組は、持続可能な社会への移行プロセスで行われます。持続可能
975 な社会への移行は、長期間にわたって進行し、その間、事業者に不確実性の高い事業環境の変化をもたらす
976 と考えられます。事業者が、こうした状況の中で重要な環境課題に取り組み、ビジネスモデルを持続可能な

977 社会へ適応させるには、有効な戦略の存在が不可欠です。

978 ✓ 戦略がなければ、取組や行動は場当たりの、著しく非効率になり、長期ビジョンで提示した方向へたどり
979 着けるかどうかさえもわかりません。しかし、戦略があれば持続可能な社会に適応する道筋を明確に示すこ
980 とができます。これが戦略情報のもっとも重要な役割です。

981 報告事項

982 (1) 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略

983 ✓ 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略とは、重要な環境課題へ取り組みながら、長期的に持続可
984 能な社会に適合するビジネスモデルを確立し、事業者が持続的に成長するとともに、持続可能な社会の実現
985 に貢献するための戦略です。

986 ✓ 現在のビジネスモデルを前提に、長期ビジョンの実現に向けて、どのような道筋（体系的な仕組み、大局的
987 な方策）で取組を進めるのかをわかりやすく説明します。その際に、1) 何をするのか（what）、2) どのよ
988 うに行うのか（how）、3) その理由（why）が明らかになるように記述します。

989 ✓ ただし、戦略情報が企業秘密に触れるような場合は、一般的な表現に代えるなどの工夫をして、問題が生じ
990 ないように配慮します。

991 ✓ 戦略を実行する上で重要な経営資源がある場合は、それについても言及します。たとえば、大規模な資本投
992 資が必要な戦略であれば、資金的な裏付け（財務的資本）が必要ですし、サプライチェーンでの環境取組に
993 は、NGO 等とのステークホルダーエンゲージメント（社会関係資本）が不可欠な場合もあります。

994 ✓ 戦略の実行にあたって、無視できない不確実性が存在する場合は、その不確実性の 1) 内容、2) 戦略への影
995 響について説明します。たとえば、気候変動が事業者の重要な環境課題であり、その対応戦略が段階的なエ
996 ネルギー転換である場合、再生可能エネルギー価格の将来動向に不確実性があって、それが極端に上振れす
997 ると戦略達成に影響を与えるならば、その旨を付記する、という具合です。

998 ✓ 戦略の達成度を評価する上で、もっとも適切と考えられる評価指標（KPI）も開示が望まれる事項です。た
999 とえば、サプライチェーンの低炭素化が戦略である場合は、製品・サービスのカーボンフットプリントが有
1000 用な KPI になり、環境配慮製品の売上拡大が戦略に含まれる場合は、その売上高が KPI になります。さら
1001 に、KPI で表現した目標値を設定して、達成度管理の状況を可視化することが戦略情報の有用性を高めます。

1002 開示例 A

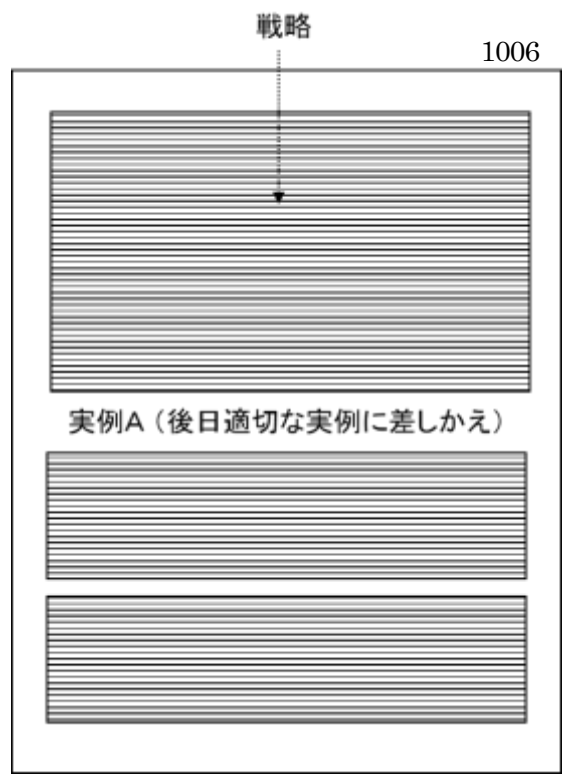
2030 年までに持続可能な食品製造企業になることが当社の長期ビジョンですが、その達成戦略として、調
達原材料をすべて環境認証製品に転換し、包装材を 100%リサイクル可能にします。

1003 開示例 B

- ・ 当社の長期ビジョンは 2050 年までにゼロカーボンのバリューチェーンを構築することであり、それを達成するための戦略として、バリューチェーンマネジメントの強化を推進します。
- ・ 上流対策では、グリーン調達範囲拡大に向けて、環境デューディリジェンス体制を整備し、下流対策では、環境配慮製品の売上拡大による収益増と削減貢献量の増大を目指します。
- ・ 環境配慮製品の売上拡大には R&D 部門の増強が不可欠であり、そのために R&D 投資額を前年度比で年率 X%増額します。

1004

1005 先進的な実例 A・B・C



1007 (9) 重要な環境課題の特定方法

1008

1009 重要な環境課題の特定の意義

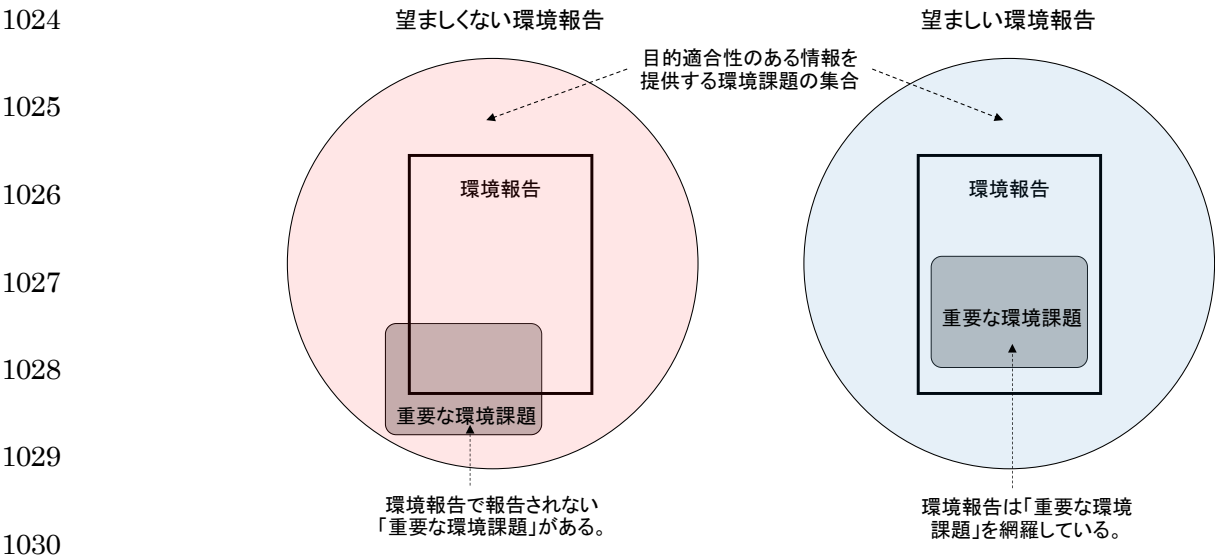
1010 ✓ ガイドラインは、事業者が自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題ごとに、それらへの対応にどのよ
1011 うに取り組み、どのような成果を得たのかについて、実績評価指標を含む 6 つの報告事項の開示を求めています（「10 事業者の重要な環境課題」を参照）。

1013 ✓ これは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響を、ステークホルダーに正しく理解してもら
1014 うえ不可欠な情報であり、その目的が十分に果されるように、事業者は重要な環境課題のすべてを漏れ
1015 なく特定して、それらを報告対象としなければなりません。

1016 マテリアリティ判断

1017 ✓ 事業者は、直面する環境課題の中から重要な環境課題を特定する際に、1) 重要性の意味をどのように捉え
1018 るのか、2) それをどのような手順で判断するのか、を自らの責任で決める必要があります。これは一般に
1019 「マテリアリティ（重要性）」判断といわれる行為です。

1020 ✓ 財務報告などの他の企業報告でも同じですが、環境報告で開示する情報は、少なくとも「ステークホルダー
1021 の利用目的にとって役に立つ（目的適合性）」という特性を備えていなければなりません。これは、環境報告
1022 で報告対象とする環境課題が、少なくとも目的適合性のある情報を提供するものでなければならない、とい
1023 う意味です。しかし、目的適合性のある情報がすべて開示されるわけではありません。



1031 ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題をリストアップしたら、それらの中から、事業活動が直接的・間
1032 接的に環境に与える影響を正しく伝えるという環境報告の目的を達成する上で、欠くことのできない環境課
1033 題を選択し、それらを「重要な環境課題」として位置付けます。

- 1034 ✓ これらの「重要な環境課題」はすべて環境報告で報告することが求められます。
- 1035 ✓ 目的適合性のある情報を提供する環境課題としてリストアップされたものの、「重要な環境課題」として特
1036 定されなかった課題を環境報告に含めるかどうかは、事業者が自らの裁量で決めることです。しかし、「重
1037 要な環境課題」が網羅された環境報告に、そうでない環境課題の情報が混じることで、環境報告の目的を損
1038 なうおそれがある場合には、重要性に乏しい環境課題まで報告しないことも、選択肢の1つです。
- 1039 ✓ 重要な環境課題とは、「その情報が開示されている場合と、開示されていない場合では、ステークホルダー
1040 が環境報告から得る結論が変化する環境課題」のことを指しています。これには、環境報告を投資行動に利
1041 用する機関投資家が、気候変動関連情報が十分に報告されているか否かで、投資判断を変えるような場合が
1042 該当します。たとえば、事業活動で大量に温室効果ガスを排出するような産業で、そのリスク認識や対策に
1043 関する記述が乏しい環境報告では、投資リスクの評価が適切に実施できず、そうした情報を適切に開示する
1044 環境報告の場合と比較して、報告主体である事業者が投資対象に選択される可能性は低くなります。
- 1045 ✓ しかし、ある環境課題が「重要な環境課題」に該当するか否かは、きわめて状況に依存しており、事業活動
1046 の態様、環境課題の内容や規模、ステークホルダーの情報ニーズなど、環境報告の背景要因によって著しく
1047 変化するので、あらかじめ一般化・定型化することが困難です（詳細は解説書「重要な環境課題の特定方法」
1048 を参照のこと）。
- 1049 ✓ そのため、ガイドラインは、環境課題に関するマテリアリティ判断を、その背景要因に一番精通しているは
1050 ずの事業者に専ら委ねており、その判断を尊重しています。
- 1051 **特定方法の開示**
- 1052 ✓ 環境課題のマテリアリティ判断が事業者によって行われる場合、環境報告の背景要因に精通する事業者と、
1053 そうした情報をほとんど持たないステークホルダーの間には、情報の質と量の両面で大きな格差が生じます。
- 1054 ✓ この情報格差を利用して事業者が恣意的にマテリアリティ判断を行ったり、事業者の判断に疑念を抱くステ
1055 ークホルダーが環境報告を信頼しなかったりして、環境報告の有用性が損なわれるような事態が起こらない
1056 ように、ガイドラインは、事業者に対して、重要な環境課題の特定方法、つまりマテリアリティ判断をどの
1057 ように行ったかについて、次の4つの報告事項による情報開示を求めています。
- 1058 ✓ これらは、マテリアリティ判断の実施手順、判断結果、判断基準、マテリアリティ判断の対象とした事業活
1059 動の範囲（バウンダリー）に関する情報から構成されており、事業者のマテリアリティ判断が妥当であった
1060 かどうかは、これらの情報に基づいて、最終的にステークホルダーが検証することになります。
- 1061 **報告事項**
- 1062 ✓ 次の(1)から(4)は、事業者が重要な環境課題を特定する際に、適切にマテリアリティ判断を行ったことを説
1063 明し、その妥当性をステークホルダーが検証できるようにする上で、欠くことのできない報告事項です。

1064 ✓ どのようなマテリアリティ判断が妥当なのか、また、それをどのように実施すればよいのかは、事業者が自
1065 らの責任において決定する事項であり、ガイドラインはとくに言及していません。しかし、ガイドラインの
1066 付属文書として、重要な環境課題の特定方法に関する解説書が公表されており、その中で、実務上、一般に
1067 公正妥当と見なされている特定方法等について説明していますので、詳細はその解説書を参照して下さい。

1068 (1) 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順（実施手順）

1069 ✓ 事業者が、重要な環境課題をどのようなプロセスで特定したのか、について、具体的にわかりやすく説明し
1070 ます。場合によっては図示などの方法を採用入れることも有効です。

1071 ✓ 重要な環境課題の特定は、事業者が組織として実施する行為であり、その最終的な責任は事業者のガバナン
1072 ス主体（取締役会）にあります。この責任が適切に果たされるように、重要な環境課題の特定に関する実施
1073 手順は環境報告の最高責任者が決定し、最終的にガバナンス主体で承認されることが望まれます。

1074 ✓ また、実施手順に含めることが望ましいプロセスに、ステークホルダーエンゲージメントの活用があります。
1075 これは、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築くことが、適切なマテ
1076 リアリティ判断を行う上できわめて有効だからです。そのために、いずれかのステークホルダーエンゲージ
1077 メント手法を実施手順に組み込むことが望まれます。

1078 開示例

- ・ 重要な環境課題の特定にあたって、まずは国際的な基準・ガイドラインや実務の動向を参考に、持続可能な社会への移行に向けて一般に重要であると考えられる環境課題を、当社の重要な環境課題の候補としてリストアップしています。
- ・ 次に、当社の環境マネジメントに関する HP へのアクセス状況、外部有識者へのヒアリング、ステークホルダーダイアログ等のステークホルダーエンゲージメントの分析結果から、リストアップした環境課題をステークホルダーの関心度に応じて重み付けしています。
- ・ さらに、当社の持続性戦略と環境マネジメントに関連する社内部署の担当責任者を招集し、その重み付けされた環境課題について、持続可能性への影響度の大きさを基準に、対応の優先順位付けを行っています。優先順位が高いと評価された環境課題は、すべて重要な環境課題として特定しています。
- ・ 特定結果は、その妥当性を CSR 委員会で確認し、取締役会への報告事項としています。

重要な環境課題の特定プロセス



1079 (2) 特定した重要な環境課題のリスト（判断結果）

1080 ✓ 実施手順を適切に運用して特定した重要な環境課題を一覧表示します。それらを図示したり、レイアウトを
1081 工夫したりして、特定された重要な環境課題の全体像をわかりやすく示して下さい。

1082 開示例

- ・特定された当社の重要な環境課題は以下の通りです。

(1) 気候変動、(2) 水資源、(3) 生物多様性、(4) 資源循環、(5) 化学物質、(6) 環境法令の遵守
(7) 大気保全、(8) 水質汚濁、(9) 土壌汚染

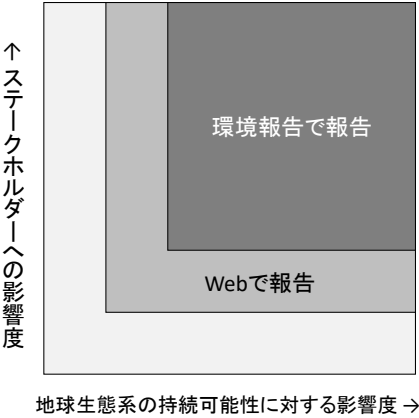
1083 (3) 特定した環境課題を重要であると判断した理由（判断基準）

1084 ✓ 環境課題の重み付けや優先順位付けに際して、マテリアリティ判断をどのような基準に基づいて行い、重要
1085 な環境課題（環境報告で報告するもの）とそうでない環境課題（環境報告で報告しないもの）を識別したの
1086 かを説明します。

1087 ✓ この場合の判断基準についても、事業者が自ら設定するものなので、ガイドラインは何も言及していません。
1088 ちなみに、GRI スタンドダードでは、課題が「持続可能性に与える影響度」と「ステークホルダーの評価や意
1089 思決定に与える影響度」の2軸で、その優先順位付けを行っています（詳細は解説書を参照）。このような場
1090 合には、二次元座標面に課題をマッピングするなど、ビジュアルな方法を併用する方が、よりわかりやすい
1091 説明になります。

1092 開示例

- ・重要な環境課題を特定する際の判断基準として、「ステークホルダーへの影響度」と「地球生態系の持続可能性に対する影響度」を採用しており、その両方が高い環境課題を重要な環境課題として特定し、環境報告の報告対象に選定しています。中程度のものはWebでの報告事項です。



1093 (4) 重要な環境課題のバウンダリー（バウンダリー）

1094 ✓ 重要な環境課題とは、事業者の事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、事業者自らの判断
1095 に基づいて、重要性の高さを基準に特定した環境課題であり、その特定に際して考慮すべき事業活動の範囲
1096 は、バリューチェーン全体に拡大する可能性があります。

1097 ✓ そのために、ガイドラインでは、重要な環境課題を特定する際に考慮したバウンダリーについて説明するこ
1098 とを求めており、それを次の①・②の観点から説明します。

1099 ① 重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生するか

1100 ✓ 事業活動の環境への影響を考慮した範囲が、自社の事業者の自社グループ（直接的影響）、バリューチャー
1101 ンの上流または下流（直接的影響＋間接的影響の一部）、バリューチェーン全体（直接的影響＋間接的影響）
1102 のいずれであるかわかるように説明します。

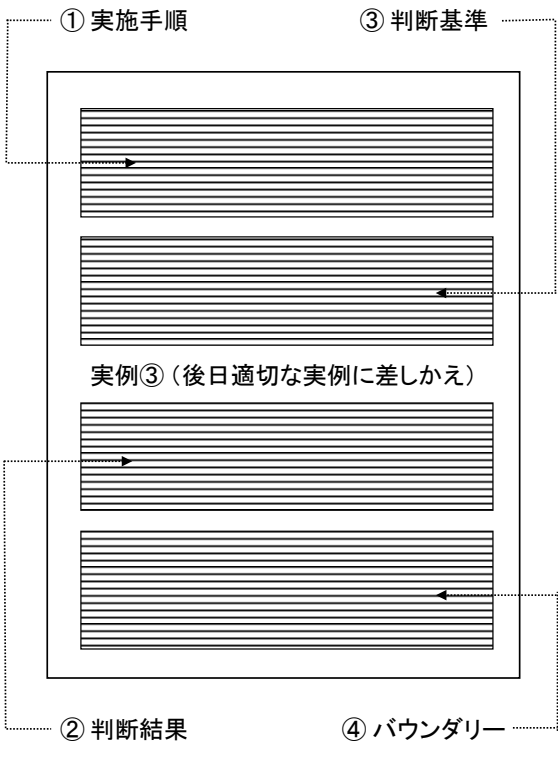
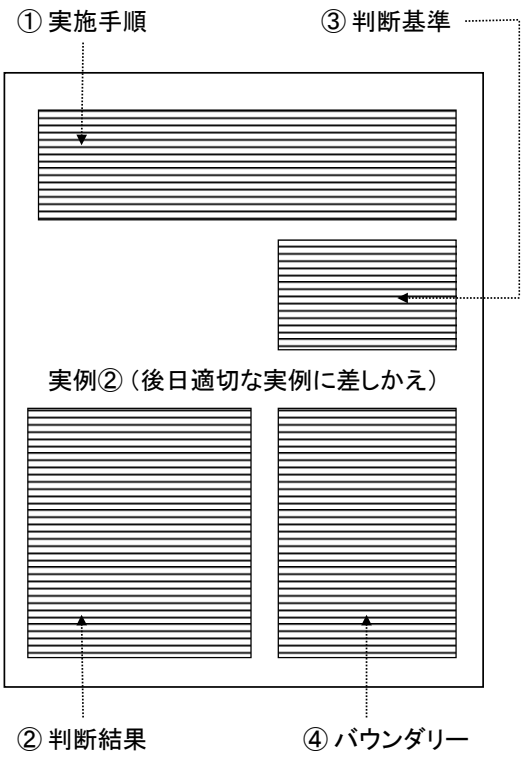
1103 ② 重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか

1104 ✓ とくに、自社の事業者の自社グループ以外のバリューチェーン上で発生する重要な環境課題がある場合は、
1105 その発生原因となる事業活動やサプライヤーとの取引関係について説明します。

1106 開示例

- ・重要な環境課題を特定する際のバウンダリーは、原則として、報告対象組織のバリューチェーン全体です。
- ・水資源に関しては、水ストレスの大きい国で生産するサプライヤーをバウンダリーに含めていますが、販売製品の使用・廃棄段階はリスクが低いと見なされるために含めていません。
- ・生物多様性に関しては、一部の子会社について、バウンダリーが当該子会社単体の事業者の自社グループに留まっており、そのバリューチェーンへの拡大は今後の課題になっています。

1107



1111 (10) 事業者の重要な環境課題

1112

1113 事業者の重要な環境課題ごとに方針・計画・実績評価を示すことの意義

1114 ✓ 取組方針は、事業者が特定した重要な環境課題を自社の経営課題としてどのように位置づけているのかを示
1115 すものです。方針を掲げることで、社内外に当該課題への認識を示すことができます。

1116 ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題に対して、方針のもと、どのように取り組むのか
1117 行動計画を策定し、取り組んだ結果どのような変化が得られたかを報告年度ごとに評価することで、取組の
1118 達成状況を示すことができます。

1119 ✓ 事業者は、方針や計画に対する進捗状況をどのように評価したのかを、指標を用いることで当該環境課題に
1120 関心をもつステークホルダーに分りやすく伝えることができます。

1121 ✓ 重要な環境課題に関する実績の報告においては、目的適合性、情報の完全性、信頼性、中立性、理解可能性
1122 について、独立した第三者による保証を得ることで、環境報告の客観性を高めることができます。第三者保
1123 証の過程において、事業者が見落としていた問題や情報の誤り、漏れ等が発見されることがあり、これらに
1124 対応することで、環境報告の品質を高めることができます。

1125

1126 報告事項

1127 ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて特定した重要な環境課題について、次の(1)から(6)を記載します。

1128 ✓ 主な環境課題ごとの報告事項の詳細については、解説書の参考資料をご参照ください。

1129

1130 (1) 取組方針・行動計画

1131 ✓ 事業者は、特定した重要な環境課題について、どのように取り組むのか方針を掲げます。取組方針は事業活
1132 動における取り組みのよりどころとなります。取組方針の制定後、それを実行するための行動計画を策定し
1133 ます。

1134 ✓ 重要な環境課題の特定（第2章9参照）においては、バリューチェーン全体の視点をもって、課題の発生個
1135 所や、事業活動・取引先との関係などを検討し、当該課題を要因として生じるリスク・機会を考慮して重要
1136 性を決定したはずです。また、戦略（第2章8参照）では、重要な環境課題に取り組みながら、事業者の持
1137 続的な成長と同時に持続可能な社会の実現に貢献するための（長期ビジョン実現に至る）道筋を示しました。
1138 取組方針・行動計画では、上記の事業者の事業戦略を実行するための具体的な手段や実践的な計画を、重要
1139 な環境課題ごとに説明します。

1140 ✓ 事業者の組織全体として一括して記載する場合であっても、重要な環境課題ごとに固有の取組方針・行動計
1141 画があれば、それらを記載することが望まれます。

1142 開示例：取組方針

・気候変動に関するリスク・機会を重要な経営課題と認識して対応を進めています。
・環境課題を解決するために、次の〇つの方針に基づき取り組みます。
① 気候変動への対応、②資源循環の促進、③生態系保全...

1143

1144 開示例：行動計画

・中長期ビジョンの下、〇年から△年までに環境行動計画を策定し、継続的に環境負荷低減に向けた活動を進めています。本環境行動計画では、事業を通じた自社の持続可能な成長と社会の低炭素化推進へ向けて、バリューチェーン全体を通じた環境負荷低減に取り組みます。			
項目	実施事項	目標（2020 年まで）	実績・評価
気候変動への対応	～による生産活動での CO ₂ 排出量低減	生産量あたりの排出量〇年比△%削減	
	～による製品・サービスの省エネ化	エネルギー消費原単位を〇年比△%削減	
資源循環の促進	～による生産活動での生産台数あたりの廃棄物排出量の削減	廃棄物排出量を〇年比△%削減	

1145

1146 (2) 実績評価指標による取組目標と取組実績

1147 ✓ 実績評価指標とは、取組方針・行動計画の進捗状況を評価するため設定する指標です。環境課題別に複数の
1148 指標を設定する場合もあれば、一つの指標で複数の環境課題への取組状況を評価する場合があります。

1149 ✓ 取組目標は、取組方針・行動計画の進捗状況を理解しやすくするための情報であり、計画期間の終了時に達成
1150 を目指す目標を設定します。目標は、基本的に定量的で検証可能な数値情報を指しますが、重要な環境課
1151 題の種類によっては定性的な目標を用いる場合があります（例えば、生物多様性では数値にならない「質」
1152 の側面が重要となる場合があります）。目標設定には、国際的目標（持続可能な開発目標（SDGs）等）や、
1153 我が国が掲げる目標（NDC における排出削減目標等）を参考に、自社が目指すべき方向を示すものとして
1154 活用することができます。

1155 ✓ 取組の実施結果を実績評価指標で評価し、それを取組目標と対比し、取組方針・行動計画の進捗状況を説明
1156 します。

1157 ✓ 取組目標を設定しない場合でも、取組実績は報告することが望ましいです。

1158 ✓ 事業者の重要な環境課題について実績評価指標を公表しない場合は、その理由を説明することが望ましいで
1159 す。

1160

1161

1162 開示例

重要な課題（例）	実績評価指標（例）	集計 範囲	○年度	○年度	○年度	目標値	進捗評価と今後の取組
気候変動への対応	GHG 総排出量の削減率	1	～%	～%	～%	2030 年までに○%削減（2013 年比）	・ △%削減達成 ・ 再エネのさらなる活用を行う
水資源の持続可能な利用	水資源再生利用率						
廃棄物の適正処理	廃棄物等総排出量						

1163 （注）範囲：1 連結、2 主要な会社及び事業所、3 自社のみ

1164

1165 (3) 実績評価指標の算定方法

1166 ✓ 実績評価指標は、環境報告の利用者が算定結果を理解しやすくなるように、その算定方法(用いた係数等の情
1167 報を含む)を記載します。

1168 ✓ 法規制等により定められた算定方法がある場合は、それに従います。

1169 ✓ 算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標 (例えば、環境負荷の削減貢献量など) については、
1170 利用者が指標の意味を正しく理解できるように、指標の定義、算定方法を具体的に説明します。

1171 ✓ 取組目標と対比し進捗評価を行うため、合理的な理由により変更を行う場合を除き、実績評価指標の算定方
1172 法等は每期継続して適用します。算定方法等を変更したことによる影響が重要な場合には、その内容、合理
1173 的な変更である理由、変更による影響を付記する必要があります。

1174 ✓ 算定方法の変更には、①新たな算定方法を過去の期間のすべてに遡及適用する方法と②過去の期間は遡及せ
1175 ずに当年度だけ新たな算定方法を適用する方法が考えられます。

1176

1177 (4) 実績評価指標の集計範囲

1178 ✓ 集計範囲には、連結、主要な子会社及び事業所、自社のみ、などの区分により報告対象範囲を記載します。

1179 ✓ 算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標の場合 (例えば、環境負荷の削減貢献量など) には、
1180 利用者が指標の意味を正しく理解できるように、対象とした事業範囲（集計範囲）の背景情報を具体的に説
1181 明します。

1182 ✓ 報告対象組織の範囲と実績評価指標の集計範囲が異なる場合には、その旨と理由を重要な実績評価指標別に
1183 説明します。

1184 ✓ 取組目標と対比し進捗評価を行うため、集計範囲等は、合理的な理由により変更を行う場合を除き、毎期継
 1185 続して適用します。集計範囲等を変更したことによる影響が重要な場合には、その内容、合理的な変更であ
 1186 る理由、変更による影響を付記する必要があります。
 1187
 1188 (5) リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法

1189 ✓ 事業者は、事業者が特定した環境課題に関連する財務的影響を開示します。取組を実施するために生じたコ
 1190 スト等とその取組により得られた効果を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達することが大切です。

1191
 1192 開示例

重要な環境課題（例）	取組内容	環境負荷量等（例）	集計範囲	目標値	実績	分析・評価	財務影響等	次年度の取組・将来見通し
気候変動への対応	・再エネ発電の導	GHG 総排出量						
	・省エネ設備導入 ・インターナルカーボンプライシング							
水資源の持続可能な利用	:	水投入量						
廃棄物の適正処理	:	廃棄物総排出量						

1193 （注）参考にしたガイドライン：「環境会計ガイドライン(2005年版)」
 1194 （注）CO₂排出量：～円／t（2018年X月～参照）
 1195 （注）廃棄物埋め立て処理コスト：～円／kg
 1196 （注）集計範囲：グループ国内〇社
 1197 （注）対象期間 2017年度（2017年4月1日～2018年3月31日）

1198 ✓ 気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）による提言を受け、気候変動に関連するリスク・機会
 1199 が事業者に与える財務的な影響を開示する動きがあります。事業者が特定した重要な環境課題に関連するリ
 1200 スク・機会による財務的影響が大きい場合は、実施した取組に伴うコスト・経済効果だけでなく、将来的な
 1201 リスク・機会を想定し、財務的影響を開示することで、財務上の損失に対する耐性を示すことができます。
 1202 ✓ 財務的影響額の定義、算定方法、集計範囲も併記します。
 1203 ✓ 財務的影響は、例えば、気候変動に関連する物理的リスク・移行リスクに分けて考えることができます。物
 1204 理的リスクの観点では、気候変動の影響による洪水や海面上昇による沿岸部における不動産への影響などが
 1205 考えられます。移行リスクの観点では、炭素税の導入による負担額の増加や化石燃料資源の減損（資産の減

1206 損) による影響などが考えられます。機会については、例えば、建物の省エネ促進による固定資産価値の向
 1207 上や、新規市場へのアクセスによる収益増加などが考えられます。

1208
 1209 開示例：★作業中

AXA Group – Equities Portfolio (total €16Bn)		
Scenario	Climate VaR	Monetary Risk
Transition Risks potential costs and revenues (gross before tax and PB)		
2°C Scenario <i>Resulting in potential costs</i>	-3.7%	-\$904M
Green Technology Opportunities <i>Resulting in potential revenues</i>	+3.5%	+\$841M
Weighted Risk Scenario		
Aggregated Climate VaR	-0.3%	-\$63M

(出所) AXA Climate-related investment & insurance report, April 2018

1210 ✓ リスク・機会に関する財務的影響の項目については、CDP 質問票（C2.3、C.2.4）などが参考になります。

1211

1212 リスク情報と取組の状況を表す情報・指標の例

リスク情報	経営への財務影響（例）		
	影響の状況	環境配慮の取組状況	取組による経済効果
環境関連法規制等の導入・強化	- エネルギーコスト - 資源コスト - 税金等の負担額	- 取組コスト - 取組による経済効果 - 投資計画・見込額 - 資産除去債務、引当金	- 環境配慮製品の売上見込・市場規模 - 顧客効果 - 損失回避額
異常気象や海面上昇等	- 損害額 - 機会損失額 - エネルギーコスト - 資源コスト	- 取組コスト - 取組による経済効果 - 拠点の移転コスト - 防災インフラへの投資コスト - 代替燃料の調達額	- 投資による環境効率 - 損失回避額
消費者・ユーザー選好の変化	当該製品の売上見込み・市場シェア、規模	- 研究開発費 - 設備投資額	- 環境配慮製品の売上見込・市場規模 - 顧客効果 - 損失回避額

1213

1214 (6) 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書

1215 ✓ 独立した第三者（監査法人等の審査機関）が環境報告書に記載されている実績評価指標を含む数値情報や関
1216 連する取組内容について、法規制等により定められた算定・報告基準に従って作成されているかどうかを一
1217 定の審査基準に従って審査し、それらの作成基準への準拠性や記載情報の正確性・網羅性等に関する審査の
1218 結論を表明するものです。

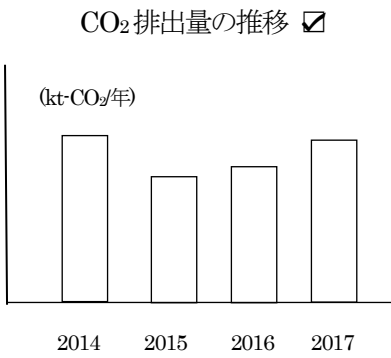
1219 ✓ 複数の重要な環境課題について独立した第三者による保証を受けている場合は、保証を受けた重要な環境課
1220 題ごとに、その旨が分かるような説明をすることが望まれます。

1221 ✓ 独立した第三者による保証を受けている場合は、第三者により実績指標を含む数値情報等の審査を受けた箇
1222 所について明記します。

1223

1224 開示例

・○年度の環境関連データに関しては、信頼性向上のため第三者保証を受審しています。☑の付されたデータ
につきましては第三者保証を受けています。



・保証対象とした環境関連データ：GHG 排出量（スコープ 1、2）、水使用量／排水量、大気汚染物質排出量、
廃棄物等発生量 等

1225

1226 ✓ 独立した第三者保証を受けた場合は、保証報告書を添付します。

1227

1228 開示例

・「環境報告書 2018 年」では、開示データの信頼性向上のため、○社の保証を受けました。

⇒保証報告書の添付

1229

1230 (7) その他

1231 ✓ 事業者の重要性判断に応じて報告が望ましい場合は、サイト単位データについても開示します。

1232

1233 開示例

工場	GHG 排出量原単位 (kgCO ₂ e/kL)	エネルギー原単位 (GJ/kL)	排水原単位 (m ³ /kL)	...
A 工場				
B 工場				

1234